

平成27年第4回飛騨市議会定例会議事日程

平成27年6月23日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第82号	飛騨市廃屋対策条例の一部を改正する条例について
第3	議案第83号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第4	議案第84号	飛騨市土地開発基金条例を廃止する条例について
第5	議案第85号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第6	議案第86号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第7	議案第87号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第8	議案第88号	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
第9	議案第89号	財産の出資について
第10	議案第90号	民事調停の申立てについて
第11	議案第91号	飛騨市克雪住宅整備補助金に関する条例を廃止する条例について
第12	議案第92号	平成27年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第13	議案第93号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第14	議案第94号	平成27年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第15	議案第95号	平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第16	議案第96号	平成27年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第17	議案第97号	平成27年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
第18	議案第98号	平成27年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第19	議案第99号	平成27年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
第20	議案第100号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)

日程番号	議案番号	事	件	名
第21		一般質問		

## 本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第82号	飛騨市廃屋対策条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第83号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第84号	飛騨市土地開発基金条例を廃止する条例について
日程第5	議案第85号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第86号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第87号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第88号	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第89号	財産の出資について
日程第10	議案第90号	民事調停の申立てについて
日程第11	議案第91号	飛騨市克雪住宅整備補助金に関する条例を廃止する条例について
日程第12	議案第92号	平成27年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
日程第13	議案第93号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
日程第14	議案第94号	平成27年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
日程第15	議案第95号	平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第16	議案第96号	平成27年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第17	議案第97号	平成27年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第18	議案第98号	平成27年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
日程第19	議案第99号	平成27年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
日程第20	議案第100号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
日程第21		一般質問

○出席議員(16名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野後	口中	勝和	憲正
4番	福菅	村藤	和武	彦彦
5番	菅内	田沼	明良	郎次
6番	森欠	海下	真	員子
7番	谷天	口木	充幸	希子
8番	葛山	谷下	寛博	徳文
9番	池籠	田山	寛恵	文子
10番				美子
11番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山本	川本	修幸	一博
教育長	福野	田村	幸重	昭文
代表監査委員	小野	倉村	孝久	徳豊
会計管理者	石水	腰上		廣昌
総務部長	藤谷	井澤	雅義	子行
財政課長	谷柏	澤木	敦雅	行則
教育委員会事務局長	青木	木向	孝清	光秋
企画商工観光部長	沢川	之上		
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会議務局長	東	佐藤
書記	中垣	由香

( 開議 午前10時00分 )

◆開議

◎議長（葛谷寛徳）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により9番、内海良郎君、10番、森下真次君を指名いたします。

◆日程第2 議案第82号 飛騨市廃屋対策条例の一部を改正する条例について  
から

日程第20 議案第100号 平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算  
(補正第1号)

日程第21 一般質問

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、議案第82号、飛騨市廃屋対策条例の一部を改正する条例についてから、日程第20、議案第100号、平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)までの19案件につきましては、会議規則第35条の規定によりまして一括して議題といたします。19案件の質疑と併せて、これより日程第21、一般質問を行います。

それでは、これより順次、通告順に発言を許可いたします。

(「議長」と呼ぶ声あり。) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

15番、山下博文君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

[15番 山下博文 登壇]

○15番（山下博文）

おはようございます。早速、質問に入ります。私は、3点について質問をいたします。

第1点目は、空家対策についてであります。

飛騨市において長年の懸案事項であります空家対策ですが、平成26年度の産業委員会の主要な施策課題でありました。結局、施策提言には至らず、要望事項的なまとめをせざるを得ない経緯があります。この空家対策について今年5月、国において「空家対策特別措置法」が施行されました。この空家対策を中心に何点か質問を行います。

「空家対策特別措置法」と飛騨市の対応ということで、飛騨市の山合いや郡部はもとより、平野部の市街地でも空家が目につきます。

私の自宅近くにも少し前まで空家があり、強風や雪で屋根が破損し飛ばされないか、見知らぬ人が屋内に入り込んでいないか、庭にゴミの投棄がないかと不安な気持ちでした。

幸い近所の方がこの空き家を購入され、風雨、雪またじ、雑草などの管理が行き届き安心したところでした。同様の思いを抱える人も多いただろうと思います。管理されずに荒れた空家が防災、防犯面のみならず、ゴミの不法投棄場所になるなど、多様な問題を引き起こしています。空家は元々私有物で地元も行政もなかなか手当を講じられなかった経緯があります。

全国で820万戸に及ぶとされる空家の特別措置法が全面施行され、市町村は治安、防災上の問題が懸念される物件の所有者に撤去や修繕を勧告、命令できるようになりました。岐阜県内の空家率は15.2%。県では、市町村向けのマニュアルを策定、対応を進めております。

飛騨市内の空家戸数は約800戸、現実にはもう少し増えてきていると思いますが、特措法で法的根拠は整いましたが、建築士のいない自治体では危険性の判断に迷うケースもあり、関係機関の密接な情報共有、適格な状況把握が重要となります。以下の点について伺います。

特別措置法の空家に対する定義は何か。2つ目は、特別措置法が目指す基本指針は何か。3つ目、特別措置法と飛騨市の廃屋対策条例に乖離はないか。4つ目、これまでに飛騨市の廃屋対策条例に基づき実施した勧告件数と結果は。5つ目、特定空家の特別措置法施行により、飛騨市は今後どう対応を進めるのか。6つ目、解体時の補助や更地にした際の税制面での優遇など、所有者側の背中を押す施策が必要ではないか。以上、質問をいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔副市長 白川修平 登壇〕

□副市長（白川修平）

まず、最初の質問「特別措置法の空家に対する定義は何か」についてお答えします。

本年5月26日に施行されました「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条に「空家等」「特定空家等」として2項目にわたり定義があります。

最初の「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地というのが定義です。

「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態若しくは著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るため

に放置することが不適切である状態にあると認められている空家が特別空家等です。

続きまして、2つ目のご質問の「特別措置法が目指す基本指針は何か」についてお答えします。

先ほどと同様の措置法の目的に、「適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進することにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする」と規定されており、このことが同措置法の指針となるものであります。

次に、3つめの質問の「特別措置法と飛騨市の廃屋対策条例に乖離はないか」についてであります。

特別措置法、飛騨市廃屋対策条例とも、地域住民の生命、身体又は財産を保護するという面は共通しております。特別措置法では、このことに加え、先ほど定義で申し上げました「特定空家等」には含まれない「空家等」の活用促進を図るための内容が盛り込まれており、この点が飛騨市廃屋対策条例と異なっております。

この他、空家等の所有者を把握するための税情報の利用に関する規定や、行政代執行法による措置に関する規定が盛り込まれており、この点も当市の条例にはない部分であります。

この反面、市の条例には「特定空家」の危険な状態からの除去命令に従わない場合にその者の住所、氏名等を公表することとなっており、このことは措置法には規定されていません。

以上のように、措置法にはあるが条例にはない、或いは条例にはあるが措置法にはない部分があり、上位法優位の原則から条例で不足する部分は法律でカバーしながら空家対策を進めることができるものと考えております。

次に、4つ目の質問の「これまでに飛騨市の廃屋対策条例に基づき実施した勧告件数と結果は」についてであります。

本条例の規定により、廃屋の所有者等に助言、指導を行っても危険な状態が改善されず、その状態を放置することが著しく危険と認める場合は必要な措置をするよう勧告ができるよう規定されていますが、これまでのところ勧告した事例はありません。

なお、文書等による指導は行っておりますし、地元と所有者による話し合いにより解体に結びついた事例もあります。

なお、これまでに市が仲介して解体された空家は7棟あります。

続きまして、5つ目の質問「特定空家の特別措置法施行により、飛騨市は今後どう対応を進めるのか」についてです。

当市では、住民の生活安全上悪影響を与える廃屋の発生を防止するため、平成23年に飛騨市廃屋対策条例を制定し、市民の安心・安全な生活環境の確保に尽力してまいり

ました。条例制定前の平成21年には市内全域にわたり空家調査を実施し、台帳を作成してその後の動向を注視してまいりましたが、今冬の豪雪により相当数の空家が廃屋化していることから、今年度、各区長さんの協力を頂き、改めて住民の生活に危険を及ぼすおそれのある特定空家を調査・把握する考えであります。

このことにより把握した物件につきましては、法律・条例の規定に基づき、所有者に適正な管理、除去、修繕の助言、指導を行ってまいりたいと考えております。

最後に6つ目のご質問の「解体時の補助や更地にした際の税制面での優遇など、所有者の背中を押す施策が必要ではないか」についてであります。

高額な解体費用対策に加え、更地にした場合は固定資産税額が増額する等所有者に対して何らメリットがないことから、議員が述べられたような施策の必要性を痛感しているところであります。

しかしながら、個人の資産の処分に関する費用へ税金を投入することに市民の皆様から理解が得られるかどうか、また、税制面につきましては、税の根源である公平性の確保と財源の確保の両面を熟慮する必要があることから、まずは、今回の法律の施行に伴う改善点や問題点等をしっかり見極めてまいりたいと考えております。

[副市長 白川修平 着席]

○15番 (山下博文)

この法令の施行により特定空家の調査を行い、対応を考えて行きたいということですが、今回の特別措置法が施行され、今まで飛騨市も勧告や結果的に撤去ができなかったということですが、この法律によって、強制的に市が執行できるのか、強制撤去できるのかこの辺の履行についてお伺いいたします。

◎議長 (葛谷寛徳)

答弁を求めます。

□総務部長 (小倉孝文)

お答えいたします。今回の特別措置法には、今まで市の条例では強制代執行という言葉はありませんでした。しかし、この法律には強制代執行までできると明記されております。ということで、この点が違って来たということです。

ただし、強制代執行につきましてもすべてができるということではなく、市民の防災、衛生、危険性、全てを鑑みたときにこの代執行ができるかどうかは課題が残っておりますので、よろしく申し上げます。

○15番 (山下博文)

先ほど、空家を持ってみえる方の後押しはできんかということで、いわゆる税金、市民のお金を使うことには皆さんが理解をするかどうかという話でしたね。これはそれなりのことがあるんですが、小倉部長が言われた代執行ができるということは、もしやれば税金を使うわけですね。そうすると矛盾がないのか。

片方ではだめやと、片方では強制執行して税金使ってもいいんだと。この辺の矛盾を

感じるんですが、如何ですか。

□総務部長（小倉孝文）

代執行の基本的な考え方は、行政が代執行を当事者に代わって行いますけども、費用については、当事者から頂くということが大原則でありますので、やった場合には、所有者からいただくということで、徴収について行政は努力しなければならないということです。

○15番（山下博文）

現実的に、壊した持ち主からお金を徴収するということですが、今まではできなかったんですね。ですから、その辺は、非常に難しいですが、国の法律がそういうふうになっていますから、そういう答弁になると思いますが、それについては私も理解します。

次の質問ですが、財政上の措置及び税制上の措置についてお聞きします。

市町村が行う空家対策の円滑な実施のために国及び地方公共団体による空家に関する施策の実施に要する費用に対する補助。あるいは、地方交付税制の拡充を行うとありますが、この費用に対する補助とか交付税の拡充について具体的に何か。法律ですから分かりにくいんですが、あれば教えていただきたい。それから今後、必要な税制上の措置とは、どういうことを指すのか。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。いくつかの国の助成は考えてみえるということで、今現在、把握している中では、社会資本整備総合交付金等の基幹事業というのがあります。この中に空き家再生等推進事業というのがあります。また、その中には、活用事業タイプといいまして、空家の住宅、空家建築物を改修しまして、地域の活性化、コミュニケーションを図る施設とするもの、または、除却事業といいまして、不良住宅、空家住宅又はそれらを除去して防災性や防犯性を向上させるという事業につきましては国は助成するということになっております。

また、今後につきましては色々な施策が打ち出されるというようなことを聞いております。

税制面につきましては、今までは住宅用地につきましては減免措置がございました。しかし、廃屋等を建ててみえる場合にもその住宅用地に特例措置がありましたけど、その廃屋等が建っている場合には、特例措置を除くという、どちらかというとペナルティのような形で税の方は打ち出されているような状況でございます。

○15番（山下博文）

よく分からないところもあるんですが、できたばかりで私自身も勉強したいと思います。

先ほど、副市長がこういう法律が施行されて、市内の特別空家の調査をするということですが、県もどう進めるかというマニュアルを策定中やということですが。

今までの歴史をみて、かなりですね、条例を作った23年以降5・6年経つんですが、

非常にこの空家対策、苦勞する問題やと思うんです。

どこの自治体でもそうやと思うんですが、そこで、やっぱり、本腰をいれてやらんと進まんのではないかと思うんですが、いわゆるプロジェクトといいますか、そういうものを作ってやるんやというようなお考えはありますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

答弁で申し上げましたとおり、現在、空家の調査に入るところでございまして、今後の調査結果によりましてはそういう可能性もないとは言えませんが、現段階では調査に入る段階ですので、この時点で特別な組織を作ってするんだというところまで至っていないというのが現状でございまして。

この特別措置法につきましては、元々、本当に危険な建物の除去について、一時的な対処としておかれていますので、先ほど総務部長が申し上げましたように、社会資本整備といったような国土交通省の補助金を使う事業につきましても非常に限定された使い方になるのではないかと。この補助金の枠そのものが年々小さくなってきておるのも事実でございまして、そういった動向も見ながら市としてどう対応していくかということにつきましては、もう少し時間を頂いて検討すべき課題だというふうに承知しております。

○15番（山下博文）

先ほど申し上げましたようにかなり困難な問題であるんですが、ぜひ進めて行きたいと思っております。

それでは、2番目の質問に入ります。市有施設の耐震化・改修と解体の判断基準についてということで、今年5月に総務常任委員会所管の事業調査を行いました。

教育委員会所管の施設の中で、分散収蔵されている民具をみやがわ考古民族館に集約し、今後展示の変更による施設の再活用を検討することで考古館は改修をしますと。それから学校統合により現在、生涯学習館となっている山田・神岡東生涯学習館の耐震化工事は考えていないということで、地元調整を行った上で解体の方針との説明でありました。神岡図書館は、神岡振興事務所が耐震の工事に入っておりますがその後、移転するということとして、図書館の跡地をどうするかということですが、これについては神岡東生涯学習館利用者を誘導したいとの説明でありました。そこで、3点について質問をいたします。

市長に伺うわけですが市有施設の耐震化改修と、解体を区別する判断基準は市長の裁量なのかこころの考えをお聞きしたいと思います。

それから、教育委員会所管の施設で、改修、統合、解体の計画はあるか。これは主に神岡町のことを聞いておるわけですが、例えば釜崎生涯学習館、神岡小学校のプール、旭ヶ丘プール、これらについての考えはあるのか。

3つ目ですが、学校の耐震化が終了しましたが、今後は体育館の天井構造、落下対策が必要で、今年度の市内小中学校の体育館の改修の必要性について調査を行うとのことでしたが、全国でも落下したという事例も新聞報道でありましたけども、この飛騨市内の小中学校の体育館、緊急性のものがあるのかどうかについてお聞きします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、「耐震化の判断基準」についてお答えさせていただきます。

飛騨市は合併によって多くの市有施設を保有するに至りました。一方で、少子高齢化や人口減少が進むことが予測される中、余剰施設の増加や将来の財政負担の軽減と平準化を進めるため、市有施設を合理的かつ効果的に管理してまいりました。

私は市長に就任以来、市民の安全・安心な暮らしのための施設を最優先してまいりました。市有施設の耐震化については、1号特定建築物とされる学校施設や行政庁舎など多数の市民が利用される施設に、有利な国の財政支援を活用して積極的に取り組んできたところです。今年度の宮川振興事務所の建替え及び神岡振興事務所の耐震改修工事の完成により、重要な施設の耐震化は全て完了する運びとなります。

その他の改修は、施設の点検状況を踏まえ、利用状況等により、今後も必要な施設については、期待される耐用年数までの使用を可能とする長寿命化を図ります。一方で、現在の規模や機能を維持したまま更新することが不要と判断した施設は解体し除却する方針です。

今後は第3次行政改革において、長期的な視点で公共施設等総合管理計画を策定し、今後の人口推移、財政予測、施設の利用状況、維持管理費等を総合的に評価し、地域の実情にも配慮しながら、市有施設の質と量の最適化に取り組んでまいります。

これはどうする、これはいつやるというようなものはございませんが、これからしっかりそういったことを極めて進めてまいる所存でありますので、よろしく願いいたします。

2番目と3番目につきまして、事務局長のほうから説明させていただきます。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

それでは、私のほうから議員ご質問の2番目、教育委員会所管施設の改修、統合、解体の計画、3番目の市内小中学校体育館の天井構造の落下対策について、答弁させていただきます。

始めに、「教育委員会所管施設の改修、統合、解体の計画」についてであります。施設の改修、解体につきましては、第二次総合計画の後期基本計画に計上したとおりであり、その主なものにつきまして説明をさせていただきます。

改修事業については、神岡小学校の校舎とプール、みやがわ考古民俗館・桜ヶ丘体育館の更衣室・シャワー室・トレーニング室の機械器具等であり、解体事業につきましては、山田及び神岡東生涯学習館があります。

特に解体事業につきましては、議員が一般質問の中で述べられたとおり、山田生涯学習館収蔵の民具はみやがわ考古民俗館に集約し、文化財の活用をより効率的に行うことを考えております。

神岡東生涯学習館につきましては、神岡図書館整備後の生涯学習館としての利用のあり方を検討したものであります。

いずれも両施設の利用状況や耐震化に係る費用を含めた総合的な検討の結果であります。

なお、施設の統合関係であります。現時点では、具体的な計画はありませんが、神岡小学校のプールを改修する場合を一例として説明させていただきますと、事業を行う場合には、財源の確保や施設の利用状況を含め、最大限の費用対効果を上げるための検討を行う必要があります。

これらの検討の中で、避けて通れないのが既存施設である旭ヶ丘プールとの統廃合ということになります。

また、教育委員会所管の各施設についても維持管理運営を含めた、将来的構想が必要と考えており、老朽化した古川町森林公園関係について、指定管理者と事務レベルでの話し合いを始めております。

いずれにしても、教育委員会所管施設の改修、統合、解体につきましては、利用者の方や地元との調整を十分行った上での理解が得られなければ、事業の実施ができないと考えておりますのでご理解をお願いします。

3点目、学校の耐震化が終了したが、今後は体育館の天井構造（落下対策）が必要で、平成27年度の市内小中学校の体育館の改修の必要性について構造調査を行うとのことだが、緊急を要する体育館はないのかのご質問でございます。

市では、平成17年度から平成24年度の8年間に64億5,000万円の費用を投じて市内小中学校の建て替えを含む耐震化事業を実施し、耐震化率100%となりました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの学校で非構造部材である天井材の落下などにより、人的被害が多発したことは記憶に新しいところであります。

そこで、国は、建物の非構造部材の速やかな点検の実施と耐震対策を各地方自治体に要請し、震度5強程度に対しても天井が損傷しないこと、中震度を超える一定の地震（M5～7）においても脱落の低減を図るべく、建築基準法に基づく天井脱落対策に関する

規定を、新たに平成26年4月に施行させたところであります。

市内の小中学校の維持管理につきましては、通常使用する施設及び設備の異常の有無について、文部科学省が定める点検調査チェックリストにより学校職員が毎年点検を行い、異常があれば修繕等の対策をとっており、体育館の天井については、変形、剥離といった異常は現在のところ発見されておらず、議員のご質問にある緊急を要する体育館はないと考えております。

市内の小中学校の体育館については、平成23年度建築の古川小学校、平成24年度建築の古川西小学校及び宮川小学校を含む、8棟の体育館がありますが、いずれも平成26年3月以前に整備されたものであり、平成26年度改正後の建築基準法に係る既存不適格建物となる可能性があります。

また、国が求める建築物の天井等非構造物の耐震化につきましては、天井材をはじめ、照明器具や放送設備、スピーカー、時計、バスケットゴールなど高所に設置された設備も含め、専門家による耐震診断とその対策を求めていることから、本年度は市単独事業として耐震調査を行い、その結果を基に、学校施設環境改善交付金「小中学校体育館吊り天井等非構造部材耐震化事業」により平成28、29年度の2ケ年度で、改修が必要と判断された体育館の耐震化工事を行う予定としております。

なお、調査業務につきましては、6月9日の段階で発注をしております。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○15番（山下博文）

今、答弁で主要団体と十分連携を取って、解体なら解体と話を進めるとのことですが、市長にちょっと要望をしたいのですが、市民として解体するにあたって、もったいないと。いわゆる素朴な思いを持ってみえるんですね。まだ使えるんじゃないか。

それぞれ、施設には歴史があっというんな思いの中で進めてきておるわけですから、なんで壊さならんのかなというような思いも私は持ってみえると思うんですね。特に高齢者の団体の方は歴史が長いですから、そういう思いを持ってみえると思います。

ですからそこら辺の話を。ただ耐震化ができていないから杓子定規で壊してまうよとそういうことでなく、そこら辺の市民の皆さんの思いというものをですね。一方、市長としての考えもあるわけですからこの辺の整合性も十分必要であります、そういうところの市民の思いについて、市長としてどう考えてみえるか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

議員おっしゃるとおりでございます、地域に根差して今まで延々と進んできた施設がなくなるということは寂しいことでもあると思っております。一方で耐震化がされておらない、耐震化をしてももたないというような判断の元でやってないわけですが、これを放置しておりますといつかは壊れるとかそういったことで市民の方の生命に危険をも

たらずということになりかねますので、この辺は地元の方と話をしながら理解をしてもらうしかないと思います。

また、その中でどうしても使ってみえまして、これを潰すことによってその場がなくなるというようなことが生じた場合には、行政の立場として別なところにそういったところを準備するというのもこれからは考えて行かなければいけないことかなという思いでおるわけでございます。何にいたしましても、これは危険があるから壊すということにつきましては地元の理解を求めていかなければいけないという、これは行政の責任であると思っていますので、しっかり説明をしていきたいと思っています。

○15番（山下博文）

ぜひ、そういう形で進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。ジュニアパラメディックプロジェクト事業と消防体制ということで、パラメディックとは聞きなれない言葉ですが、「特別救命医療室」というお話でありました。高度な救急処置技術を持つ救急隊員を意味すると。そういうふうにお聞きをしました。本事業の目的は「自他の生命を尊重し、災害時および発生後に、自分の命を守れる人材を育成することで、地域の安全の確保について、積極的に行動できる意識の普及および人材育成を目的とする」とあります。

また、事業内容は、小学4年から中学2年までの5年間で、学年ごとに知識に合わせた救命講習を消防職員が指導しており、最終学年の中学2年生では、AEDの使用法を含めた指導が成人に対して出来ることを到達目標としているとのことでもあります。そこで、3点について伺いたいと思います。

この事業は全国でも例が無いとのことでもありますし、飛騨市が教育に取り入れた経緯とまだ始めたばかりだが県の評価を教育長に伺いたいと思います。

それから、限られた消防署員数の中で、消防署員の学校への出向回数は、昨年度実績は38回、1,626人の受講数、延べ派遣職員263人ですが、消防署員の負担や本来の消防業務への支障などがあるかどうか分かりませんが、どう捉えてみえるのか。

それから、消防団員の減少で分団や部の維持が困難なところもある。この状況が続けば分団、部の統廃合も選択肢の一つだと思います。支援団員も含めて現在の検討状況について伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

それでは、ジュニアパラメディックプロジェクト事業を飛騨市として教育に取り入れた経緯とその評価の現状について答弁いたします。

まず、本事業は、平成25年5月に市消防本部より「命をつなごうジュニアパラメディックプロジェクト事業」として教育委員会を通じて市校長会に提案されたのが始まり

です。その後、実施に向けて、市教育委員会・各学校は、市消防職員の指導によって「教育プラン」の検討を行い、事業の取り組みを開始しました。

本年度も、これまでの取り組みの反省に基づきながら、先月末に市教育委員会・各学校・市消防職員それぞれの担当者によって「教育プラン」についての検討会議を行い、今月から各学校での取り組みをスタートしたところです。

簡単に「教育プラン」の内容を申し上げますと、小学校では、4年生で「命の大切さ」を学び、5年生と6年生で「心肺蘇生法やAEDの取り扱い」等を学ぶことになっています。

また、中学校では、1年生で「心肺蘇生法やAEDの取り扱い」を習熟し、2年生で「身に付けた知識や技能を再確認」して、1年生に指導します。いずれも、保健の時間を中心に行っていることです。

この事業の目的や到達目標は、議員が申されたとおりですが、最も重要なことは、「自分の命はみんなに繋がっている」という認識を強く持ち、「いざという時に自分から積極的に行動が起こせる人材の育成」にあります。

市小中学校教育の方針と重点における防災教育の目標を「自分の命はみんなに繋がっていることを学び、自分の命は自分で守る安全な行動や的確な避難行動ができ、学校、地域の防災活動や災害時におけるボランティア活動に進んで取り組んでいこうとする態度を育てる」としています。

本事業の目指していることと直結していることであり、今、実践的な取り組みとして各学校に位置づいてきたことを、大変嬉しく思っています。

なお、県の評価については、本事業が5カ年計画の現在3年目であることから直接は伺っていませんが、2年間継続して受講した生徒のアンケート結果において、例えば「救急車を呼べる」「胸骨圧迫ができる」「AEDを使える」などの人数が事前アンケートを上回りまして防災意識、防災知識が定着しているとの報告を受けております。

また、学校の教員においても「防災教育に対する指導力が高まった」という声も聞いています。

いずれにしても、本事業は、児童生徒の発達段階をふまえた「教育プラン」に基づき、市消防職員の専門的な指導によって計画的・継続的に取り組んでいますので、早期の段階から高い防災意識を持つ人材の育成に繋がるものであり、今後の飛騨市における安心・安全な地域づくりにとって価値のある事業として捉えています。

2つ目、3つ目につきましては消防長より答弁いたします。

〔教育長 山本幸一 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔消防長 沢之向光 登壇〕

□消防長（沢之向光）

それでは、山下議員のジュニアパラメディックプロジェクト事業の質問の内、(2)の講習実施中の消防業務への支障などをどう捉えているかについて答弁いたします。

消防本部に対し、一般市民からの救急講習会や防火・防災講習会あるいは学校、一般企業からの避難訓練などに対する指導など年間を通じ様々な講習依頼が大変多く寄せられます。

特に夏休みを控えたこの時期からは、各学校や保育園の職員、保護者あるいは児童・生徒に対してAEDの取り扱いを含めた心肺蘇生法などの講習要望が殺到しており、ほぼ連日職員が対応しているところであります。

ちなみに昨年度の実績は、救急・防火・防災等の講習会の合計は、およそ180回、受講者数は7,700名余りになります。

さて、我々消防人の主たる任務は、「市民の生命・身体・財産を火災等の災害から防除する」ことであります。

このことから各消防署や分署においては、出動指令に対し、初動対応に万全を期すことを最優先事項としておりますので、それぞれの署所に配備した緊急車両を有事の際に支障なく出動するための隊員を常に確保して、1年365日対応しているところであります。

従いまして、ジュニアパラメディックプロジェクト事業や各講習会の指導に出るときは、基本的に非番や公休の職員で対応することとしております。

また、救急講習会等で受講者が大変多い中で実技指導の内容をもっと充実させたい場合は、応急手当普及員の資格を取得されている女性消防団員をお願いする場合もあり、消防本部として災害時はもとより消防団は大変心強い存在であることを申し添えておきます。

次に(3)の消防団の減少による、分団・部の統廃合を含めた検討状況について申し上げます。

飛騨市において消防団員の減少は深刻な状況であることは、以前にも議会において答弁させていただきましたが、合併した平成16年に873名の団員がおりましたが、その後減少傾向が見られたため、平成18年10月に災害支援団員制度を立ち上げて基本団員と合わせて900名を確保しました。

しかし、その後も減少傾向に歯止めが掛からず、今年の4月1日現在は834名となっております。基本団員においては、734名と合併から11年間で139名減少しております。

このことは飛騨市に限らず全国的な傾向であり、消防団員の確保は喫緊の課題であるとして、平成25年12月、議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化法」を成立させて、現在86万人の消防団員を100万人以上確保することを目標として様々な政策を打ち出してきております。

しかしながら人口の多い大きな都市においては、まだまだ消防団員を発掘する予備能力に期待できるかも知れませんが、この飛騨市においては特に周辺地域において、消防

団員となる若い年齢層の人がいない地域が存在しており、これらの地域では団員確保はまったく望めない深刻な状況にあります。

これまでの火災出動時において、消防団員が集まらず、消防車が出動できなかったという直接的な報告は受けておりませんが、山下議員が懸念される団員減少による分団・部の統廃合は必然的な課題であると考えています。

合併後に飛騨市管内において、団員減少により廃部した部は3ヶ所あります。また、現状において部の継続が困難であるとして、廃部に向けて協議中のものが2ヶ所あります。消防団の分団・部の統廃合については、その地域を管轄する方面隊あるいは所属する団員のみならず地域住民の安全・安心を担保するというデリケートな感情も深く関わってくることから、今後も地域の振興事務所と連携しながら慎重に協議していかねばならないと考えているところです。

次に災害支援団員につきましては、制度を開始した時点で、52名の入団がありましたが、その後も入団者が徐々に増えてきて、今年4月には新たに15名が入団されて合計100名となっており、基本団員の強力な支援組織としてご活躍されております。

このことは、消防団をご勇退されてもなお、「自分たちの地域は自分たちで守る」という強い郷土愛精神の表れであり、敬服しているところです。

これまで災害支援団員の活動内容は災害時のみと制限しておりましたが、基本団員から災害支援団員への期待度や要望が高まり、昨年度災害支援団員に係る要綱を改正し、より多くの災害支援団員に様々な形で消防団活動にご協力いただける体制を整備したところでございます。

先ほども申し上げましたが、市の周辺地域において消防団員数を維持していくことは極めて困難な状況の中で、これからも災害支援団員への存在感は益々大きくなっていくものと思われまます。しかしながら、現時点で基本団員が少ない状況の中で、災害支援団員の年齢的なものを考えますといつまでも期待できるものではありません。

これらのことを総合的に考えてみる時、現状の消防団組織の統廃合は、避けて通ることの出来ない重要な課題であると捉えています。

〔消防長 沢之向光 着席〕

○15番（山下博文）

このパラメディックプロジェクト事業について、先ほど教育長は、教師の立場とかいわゆる大人の立場で評価をされましたが、子どもたちはどう感じているのかそこら辺をお聞きしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

子ども達も特に小学校の段階で、例えばAEDでいいますと、講習を受けた児童が中

学校で講習を受ける。小学校では、講習を受けてないけども中学校で初めて受けたという生徒を比べた場合に、随分と意識、扱い方に違いがあります。ということは、子ども達の意識としても小学校の早い段階から講習を受けた方が自分の身になり、知識になり、技術になるということをしっかり認識していると。そういうふうに捉えております。

○15番（山下博文）

先ほど消防長から年間のいわゆる救急指導。要望に7,700人くらい対応されておるといことで、相当の数ですね。私も、先般これは70歳の同級会で講習を受けました。1時間ちょっとかけて同じような講習を受けたんですが、このくらいの歳になりますと、おそらく1年くらいで忘れてしまうんでないかと思えます。ですから今、教育長が言われた子ども達の反応と申しますか、非常に1年で変わってきておるといことで、ぜひ、期待をしたいと思えますし、続けて充実した事業をやっていただきたいと思えます。

それで、消防の方ですが、消防長にもう一回お聞きしたいんですが、私、6月に神岡方面隊の第4分団の春季演習に参加したんですがこの時に、団員の皆さんから言われたものは、やっぱり、もうこれ以上維持ができないと。団員がいなくなって、できないと。率直な意見を皆さんに言われました。みたら、そうなんですね。おらんです。この前までいた人がもういないとか。亡くなったのではないです。退団をしたということではないということなんです。

消防長もさっき言われた、支援団員も経てば高齢化になってくるんだから、いつまでも頼りにならんということですが、私も60歳くらいまでは消防団員をやっておったんです。なんとか、できる環境になったもんですから、退団させてもらったんですが、今はもっと進んでいますね。62～65まで、崇高な気持ちでやられている方もそういう団員もみえますが、やめられないという状況で残っておられるとそういう方も多数みえるんでないかと思えます。

その人たちが団員を退団して、支援団員になっていただけだと。仮にそうした場合でもすでに高齢になっているんです。

そうすると、支援団員の存在と申しますか、非常に期待をされますしお願いをしますとこなんです、実際、そういう地域では、支援団員に頼るといのか、既に高齢になってきますから、あつという間になりますよね。

65歳くらいまで団員して辞めればすぐに70歳になるわけですから、支援団員としての活躍もそれほど望めないと思うんですが、そこらへん消防団として、先ほど2つほど統廃合を考えてみえるということですが、もっとこれから出ていくんではないかと思うんです。できれば阻止したいんですが。そういったって、どこの自治体も同じような人口減少ですから、止むを得ない状況ですからやっぱりそういうことについて、英断をふるうときも必要でないかと思うんですが。具体的な検討状況について答弁はされませんでしたけれども、どこら辺まで検討されているのかをお聞きしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□消防長（沢之向光）

今の質問の内容を少し確認させていただきますが、先ほど申し上げました2ヶ所の具体的などころということでしょうか。

○15番（山下博文）

2ヶ所の中身を聞くんでないんです。質問させてもらっておるのは、全体的に統廃合についてどこまで検討されておるかということです。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□消防長（沢之向光）

消防団の統廃合ということにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、それを進めていくには地域の感情等デリケートな課題がございます。そういう中でどこまで検討しておるのかということでございますが、まず、消防団員の少ない地域で更に、その地域の年齢構造が、いわゆる逆ピラミッド型といいますか、若い年齢層が少ないところ。そういった地域を取り上げて、今後どうしていくのかといったようなことを消防団幹部の皆さま方で組織しております、飛騨市消防協会の中で協議しておるところでございます。何よりも消防団員の少ない地域というのは、多いところと比較して、その消防団員さんに非常に負担が掛かるということが何よりも課題でございます。できるだけ、そういった課題を軽減して統廃合を行って行きたいということを検討しておるところでございます。

○15番（山下博文）

今、最後に消防長が言われたように、少ないところにはそれなりの団員への負担が掛かってくると、正にその通りやと思っておるんです私も。

例えば、年末夜警をやったときも、1回しか出なくてもいい分団もありますし、28日から30日まで3日間、全部出ないとやっていけないという分団もありますよね。そういう負担が出ている。これは、日常の指導についてもそうだと思うんです。訓練についても、だからと言って、でかいところ小さいところをもう一回、編成しなおすなんてこともこれまた地域性がある難しいですが、消防協会という話もありましたけども、十分検討していただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

〔15番 山下博文 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

暫時休憩いたします。

( 休憩 午前11時00分 再開 午前11時01分 )

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に3番、田中清安君。

〔3番 田中清安 登壇〕

○3番（田中清安）

議長に質問の許可をいただきましたので、通告に基づいて3点について質問させていただきます。

まず、市民の健康対策であります。

我が国の医療保険制度は、充実しておりまして日本人の平均寿命を延ばすなど、国民の健康保持に大きく貢献しており、2013年のWHOの統計によりますと日本人の平均寿命は、世界一となりました。ちなみに81歳。男が80歳。女性が87歳。男性の場合は6位になっておりますけれども、非常に目覚ましい効果があるということです。

ただ、今の状況をみますと医療保険制度のうち国民健康保険制度は、制度上の問題もあって、加入者の減少や高齢化という問題があり財政基盤がぜい弱化しているということでもあります。特に、その運営を行っている市町村の財政を圧迫しているというところも見られるようになったということで、厚生労働省は、平成30年度を目途に、都道府県にその運営を移管しようということでもあります。

この保険制度には、共済保険制度や健康保険組合これは大企業の従業員が参加するものでありますけれども、その他に協会健保、中小企業の従業員が参加するもの。それから、市町村が運営している国民健康保険があります。厚生労働省の資料によりますと10年後には、医療と介護に必要な公的費用が70兆円になるだろうと推計しております。現状の1.6倍。非常に大きな問題になるわけです。

今、特に国保が大きく問題になっておりますので、平成30年に都道府県に対してパイを大きくして、都道府県単位で運営したらどうかということでもありますけれども、ただ、保険料は統一しないと断言しています。岐阜県の状況を見なしても非常に厳しいところもありまして、保険料が高いところ、高いということは市町村の出すお金も大きいとなるわけですが、バラつきが大きい。そこを統一すると、安いところが高くなっちゃうということで、現況では、統一しないと厚生労働省は断言しているようでもあります。

もうひとつ、平均寿命が延びてきたわけですが、近年、健康寿命ということが言われております。

厚生労働省の研究班が試算したデータがありまして、要介護2以上の介護が必要とする人を1年に1%ずつ減らして、自立して生活できるようにしていくと、そうやって健康寿命を延ばすと、10年間で約2兆円の医療や介護に必要な費用が節減できると試算ができております。

ちなみに、全国健康寿命、男女別に出ていますので、男が71歳。ここに平均寿命との差が9歳。女性が73歳で13歳の差がでております。ちなみに先般、市民福祉部に資料をお願いしましたところ、飛騨市の場合は男性が77歳。平均寿命と見た場合に3歳の差。女性が80歳で5歳の差とあります。この差を縮めるということが基本的には医療費の削減になるということです。

飛騨市の65歳以上で要介護2以上の人の割合が9.7%ありますので、1年に1%ずつ減らしていくと、10年で解消できるということになるわけです。そこで、市としていろんな取り組みをしたらどうかと提案するわけでありまして。

ちなみに他県の取り組み、企業の取り組みがありますので若干、紹介させていただきますと、長野県の佐久市、これは「びんぴんころり」ということで非常に有名ですが、これも、「世界最高健康都市」という宣言をしております。非常に大風呂敷だと思いますけれども、やっぱり大風呂敷ぐらゐを広げて市民の意識を改革しないとなかなか健康についての意識が上がっていかないということがあります。

その中に、注目するものがありまして「びんころ地蔵」というものを作っています。びんころ地蔵が商店街にありまして、びんころ地蔵まつりというのをやって商店街の活性化をやっていると。これは悪乗りのような形もしますが、これをみんなで健康でいようという意識の高揚のために非常に大きな効果があるだろうと思っています。

それからタニタの社員食堂ということで非常に有名ですが、タニタの場合、社員に自分のところの機器のモニターとして使うためにいろんな健康器具を使わせています。それで、健康管理の向上を図っているわけです。ちなみに、タニタの場合それによってどういう効果が出たかということですが、10%の医療費の削減ができたという大きな効果が出ております。これに目をつけて、新潟県の長岡市はタニタと協力して、市民の健康管理を進めようといういろんなポイント制度も含めていろんな取り組みをしております。

やはり金ではなくて、いろんなソフトの面で対応していかないとなかなか市民に浸透していかない。今の状況をみていると、ただやりました。案内しました。何回もいろんなところへ言っていますけれども、事務局として頭が痛いかもしれませんが、県内で一番受診率が高いんじゃないかと、100%を目指す努力をするということが重要だろうと。そのためには、やっぱり市民の意識を変えるということが重要でないかと考えています。

それで、次の3点について質問したいと思います。

まず、健康寿命延ばすための対策ということでございますけれども、飛騨市の国民健康保険加入者の健康状態はどのようになっているか。把握しているのか教えていただきたい。

それから、健康寿命を延ばすには、早期発見、早期治療が大原則です。常日頃の健康維持ということもありますが、やはり、早く発見して早く治すということが大前提だろうと。その為に特定健診なり、がん検診をやっていますけれども、検診の受診状況はどの

ようになっているか。また、受診率を上げるためにどのような取り組みがなされているか。

3つ目ですが、長岡市の例、佐久市の例を言いましたけども、ひとつの取り組みとして、共済組合や大企業の社員が参加する健康保険組合等で人間ドックをやっています。これをひとつ、飛騨市もやってみてはどうか。毎年やるのではなくて、3年に1回か、5年に1回。国民健康保険加入者が受診できるような制度を創設して、市民が自ら自分の健康チェックができるような意識を高める対策をとってはどうかということで、以上3点についてご質問いたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、市民の健康対策についての3点のご質問にお答えいたします。「飛騨市の国民健康保険加入者の健康状態はどのようになっているか」という1点目のご質問につきましては、国民健康保険被保険者の受診状況を以ってお答えいたします。

飛騨市は、脳血管疾患とその基礎疾患となる高血圧症の受診割合が高いことが特徴となっています。脳血管疾患及び高血圧症で通院されている方の割合は、いずれも県下で6番目と高くなっています。

また、40歳から64歳で介護認定を受けている方の有病率は、脳卒中が半数以上を占め、基礎疾患に高血圧を持つ方が7割を超えています。

市の主要死因では、がんによる死亡が最も高く45%、次いで心臓病の27%、脳血管疾患の24%となっています。

このような結果から、脳血管疾患やその基礎疾患である高血圧については重点課題ととらえ、積極的に予防のための保健指導に取り組んでいるところです。

平成26年10月からレセプト情報と特定健診の情報がデータベース化され、市町村での運用が可能となりました。国のデータ処理に誤りがあり、秋頃に正しいデータへの更新が予定されています。

飛騨市国民健康保険では、更新される予定の健康・医療情報・特定健診の結果・レセプト等のデータを活用して、効果的かつ効率的な保健指導の実施を図るため「データヘルス計画」の策定を進めています。

次に2点目の「健康寿命を延ばすには、早期発見、早期治療が原則と考えるが、検診の受診状況はどのようになっているか。また、受診率を上げるためにはどのような取り組みがなされているか」についてお答えをいたします。

特定健診の受診が疾病の早期発見・早期治療による健康寿命の延伸につながるものと考え、受診勧奨は積極的に行っています。

その結果、市民の皆様の健康意識が高いこともあり、平成25年度の特定健診の県

下での受診率は、1位の白川村64.6%に次いで2位61.1%で、飛騨市は平成20年の特定健診開始以来、高い受診率を維持しております。

しかし、受診率を年代別に検証すると、女性の60歳から74歳までの方の受診率は、66～70%と高く推移していますが、男性の40歳から59歳では、45%～57%と低い状況で推移しています。

そのため、受診率向上の対策として、男性の未受診者に対し訪問による未受診理由の聞き取りと受診勧奨を実施する予定です。

また、特定健診受診率が約61%ということで、約40%の方が特定健診を受診していないこととなりますが、そのうち30%の方は生活習慣病で医療機関を受診してみえます。残り約10%の513人が健診も医療機関にも受診していない方ということが分りましたので、この513人の方に対し、より重点的に受診勧奨に取り組んでいます。

特定健診につきましては、市内28ヶ所、53日間の健診日を設定しており、当初の案内では受診場所を指定していますが、どこの会場でも受診していただけるように日程表も同封してお配りしております。

また、指定日や希望日に受診できなかった方のために、予備日を2日間設定しており、より受診しやすい環境整備に心がけています。

最後のご質問であります「共済組合や健康保険組合が実施しているような人間ドック制度を導入し、3年か5年に1回国民健康保険加入者が受診できるようにして、健康チェック機能を高めてはどうか」と考えるがどうかについてお答えいたします。

飛騨市は、合併当時、国民健康保険の被保険者を対象に、40歳、50歳、60歳の節目に人間ドック助成を行ってきました。

平成16年度から平成19年度の4年間で、合計316名、一人当たり1万1,000円、総額で347万6,000円の助成を行いました。

希望者、受検者とも少数で、保険料を財源とした事業としては、効果が薄いと判断された経緯があります。

また、平成20年度からは、医療保険者が被保険者の健康管理を行うための法改正があり特定健診が始まりました。特定健診と既存のがん検診を併せて受診することで、概ね基本的な健康管理ができ、人間ドックと比べて経済的負担を大きく軽減できることなどを考慮し、平成19年度をもって節目人間ドックは終了しております。

現在、飛騨圏域で人間ドックを行っている医療機関は、飛騨市民病院、久美愛厚生病院及び高山赤十字病院です。半日ドックの内容はほぼ同じで、費用も3万3,000円前後となっています。

人間ドックの受診は、自身の健康管理の面では効果があるものと考えますので、今後予定されている国保の広域化の中でも実施が可能なのかを把握し、県が保険者となっても実施が可能であれば、国保の運営協議会に諮りたいと考えております。よろし

くお願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○3番（田中清安）

今、回答いただきましたけども、脳疾患24%ということでありますけど、私もこのところは重要視しなきゃならんだらうと。がんの場合は、ちょっと状況が違いますので、逆に言うと、24%が脳疾患で介護等を受けられているということですけども、その前の予備軍がかなりいるということ認識すべき。そうなってくると、先ほども言いましたようにもっと市民の意識を変えるような対策を違った面でとっていかないと、このところは直らない。

それから、受診率が高いと言うけども、残りの4割の方が何故こなかったのか。その分析ができているのかどうか。そこをやらないと意識が変わっていかない。まず、意識をあげることをどうやるのかということを進めて行かないと。今の状況を見ていると待ちの姿勢になっちゃうので、攻めの姿勢をやって行かないとここは上手くいかないだらうと思っています。

これについては答弁はいりませんが、ぜひとも攻めの考えで佐久市の考えじゃないですけども、大風呂敷を広げればいいのか、そういう意識を持って市民の意識向上を図っていただきたい。そうすればおのずと、受診率も上がってくるし、受診率が上がったときにドックの制度を作ってくるともっと有効に働くだらうと思っています。そこで、この点をお願いして1点目については質問を終わります。

次の質問にいきます。水道事業であります。

水道事業、28年から上水と簡水を経営統合するということになっております。その状況についてお聞きするわけですが、全国的に簡易水道事業の経営が厳しいことから、国は比較的財政に余裕のある上水道事業会計との経営統合を打ち出したところでもあります。

飛騨市は、平成20年度に国に統合計画書を提出し、平成28年度から上水道事業と簡易水道事業を統合することとし、統合を前に、老朽化した簡易水道施設の整備を進めているところである。国と協議という言い方は無くなったと思うんですけども、届け出というのか何というのか知りませんが、それが受理されたということでもあります。それを受けて、平成22年の8月に飛騨市水道ビジョンが提示されました。経営統合の他に、簡水のいろんな施設の整備、それから簡水を上水にくっつけるといったようないろんな計画が書かれております。

しかし、今の上水の決算の状況を見てみると、たまたまこの前の決算の26年を見ると損益計算書の中で純利益が見えるわけですけども、純利益が減ってきているということです。その純利益の額と今、簡水を経営統合するために簡水のいろんな基本的なところを修繕しておりますけども、それが一番大きいと思いますけども、簡水へ一般会計から投入されている額と上水の損益計算書のいわゆる純利益と比較すると一般会計から投

入されている額の方が上回っているという状況が見られるわけであります。

簡水の状況から見ると上水道会計へ経営統合しても、上水自体も老朽管の問題等いろいろ抱えておりますので、いろんな整備もしていかなければならないということです。将来的にみて、上水道の経営にどのように影響してくるのかということが懸念されるわけです。

経営統合を行っても状況的に非常に厳しくなるんじゃないかなというところも一部懸念しております。やはり、今の状況ですと経営統合だけ、ビジョンを見ると上水と簡水を管でくっつけて、上水の中で一体にするというのが書いてあります。それは、ちょうど古川の上水のところだけでありまして、その古川のところだけでみると、簡水が上水にくっつける簡水が中太江簡水、諏訪簡水、笹ヶ洞簡水、畦畑簡水、五箇村簡水、平岩飲料水、これについては上水にくっつけるというふうに書いてあります。

じゃ、いつやるかということになりますけれども、30年までにやりますよと書いてあるのは諏訪簡水だけ。後は30年以降。いつやるかまだ分からない。今の経営の状況を見ているとこれは早くやった方がいいんじゃないかなというところを懸念するわけでありまして。

上水というのは、非常に水の供給というのは重要な事業でありますし、水道法の中でもしっかり市町村の責務として定めてありますけれども、次の4点について質問したいと思います。

まず、1点目。統合後の経営見通しは、どう考えているのか。今の状況を私が26年度の決算を見る限りにおいては、徐々に厳しくなっていくというふうに見ているんですけども、どのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

2点目、上水道の老朽化した管渠の整備状況はどのようになっているのか。

3点目、水量の調査をやっていると思うんですけども、当然、簡水とくっつけば水源が確保できないとくっつけることができないと思いますけれども、水源の確保はどうなっているのか。調査した結果を教えてくださいありがとうございますと思っています。

4点目に、簡易水道を上水道事業に接続ですね。もっと早くするような方策を検討したらどうかと再度、検討したらどうかと思っています。

これは、基本的にインフラでありますので、インフラはやはり後年度につけを回すんじゃないで、現在の体力のある内に早くやっておくというのが大原則であるというふうに思っています。

井上市政になって、学校の耐震化。本来先にやるべきところを真っ先にやられたということは非常に評価するわけですけども、学校の耐震化が終わったわけですから次のインフラ整備として水道をしっかり挙げてもいいんじゃないかと考えて私は今回質問しました。この4点についてご質問します。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 藤井義昌 登壇〕

□環境水道部長（藤井義昌）

それでは、水道事業についてお答えします。

議員ご発言のとおり、経営の厳しい簡易水道事業を上水道事業に統合し、経営の健全化を図ることを国は施策として推し進めております。

飛騨市においては、平成20年に統合計画書を策定し、国へ提出しております。計画の基本方針としまして、上水道2施設、簡易水道31施設、飲料水供給施設6施設、小規模水道施設7施設の事業統合。

水道の料金体系の統一。水道利用者に対する安心・安全な水道の提供、受益者負担の基本にたった公平な給水の提供としております。

まず1点目の、「統合後の経営見通し」についてお答えします。

現在、統合に向けた作業中であり、簡易水道などの資産台帳の整理が終わっていないため、減価償却費は概算にての計上になってはいますが、平成36までの経営見通しを作成しております。

その見通しによりますと、経常的経費の収入と支出の関係で、平成35年には、支出が収入を上回る試算となっております。また、供給単価を給水原価で割って算出する、料金回収率が平成33年に100を下回ることから、料金収入を増やす取組みと施設管理費を減らす取組みが必要と考えております。

次に2点目、「上水道の老朽化した管渠の整備状況」についてお答えします。

老朽管の建設改良費は平成8年から平成10年までがピークとなっており、以後減少傾向にあります。これは、下水道事業に併せ水道管の敷設替えを行ったことが要因と考えられます。

このピーク時に施工された管渠が耐用年数を迎える、平成48年から平成50年に管渠の入れ替えの工事費のピークがくるため、工事費の平準化と留保資金を確保することが必要となります。

続いて3点目、「水量は十分に確保できているか」についてお答えします。

取水量と配水量の実績からは、不足している水道施設はありません。ただし、水源が最大配水量に対してどれだけゆとりを持っているかを表す、水源余裕率から判断すると、古川上水、三ヶ村簡水、諏訪簡水、五ヶ村簡水、西・伏方簡水、山田簡水、上村簡水などが余裕の無い施設となっております。

例えば、古川の上水道は冬期に取水量が減少するため、節水の協力を依頼したりしています。また、現況施設のままで、改修が出来ない井戸もあり、対策として新規の井戸調査、開発を進めているところであります。

最後に4点目、「上水道エリアに隣接する簡易水道施設を上水道施設に接続し、経営の合理化を図ること」についてお答えいたします。

上水道と簡易水道の施設統合に限らず、簡易水道同士の施設統合を行うことが効率的

な水道経営の一つの要因と考えております。

これまでも、角川と小無雁、上稲越と脇谷、大無雁と落合、西忍と林、野首、森安、杉原と桑野の施設統合が行われてきました。

飛騨市水道ビジョンの整備計画に掲げております、古川上水と諏訪簡易水道、新名簡易水道、羽根簡易水道、上ヶ島簡易水道と保木林小規模水道、小豆沢飲料水供給施設と杉原簡易水道施設について、水源の水量、将来の水需要、統合に必要な事業費を検討し、地元の同意を得ながら、効率的な施設統合を図ることが必要と考えております。

〔環境水道部長 藤井義昌 着席〕

○3番（田中清安）

もう一回、確認しますけども、予算の段階で水源調査をやっているはずなんですけど、その結果はどうなっているのか。水量は確保できているのかという話も含めてそこを質問したところであります。

基本的には、ビジョンの中にも水の余裕度が地域によって非常に異なっています。それは理解しているわけなんですけども、簡水同士をくっつけるというのは地形的な問題があって、特に簡水の場合にはそう簡単にはくっつかない。だから河合、宮川が中心にビジョン、これは現実的なところかなと見ているわけです。

ですけども、この飛騨の古川の盆地のところの簡水は、問題は上水の水源さえしっかり確保できればくっつけることができるということが多いわけです。そうすれば、逆に言うと経営の合理化が図れる。その考えはどうなっているのかももう一回お聞きしたいです。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□環境水道部長（藤井義昌）

古川上水で水源の調査をいたしました。現在の宮城町の所で1本試掘したわけですが、水量的には毎分1トン少し強程度の水量を確保いたしました。ただ、冬の消雪井戸の地下水位の低下と連動いたしまして水位が数メートル変動しますので、今年、用水調査等をさらにしまして確保したいと思っております。

現在、6本の井戸が上水にあるわけなんですけど、6本で年末に皆様に節水等お願いしながらもっているという状況ですが、それぞれ1本を浚渫と言いますか清掃したりする工事がこのままではできません。したがってもう1本を今、試掘しておりますがその1本を予備的に増やしまして、旧来の既存の井戸も修繕しながら繋げていきたいと思っております。

また、近接の諏訪簡水等につきましても、現在、担当の方で調査しております。

ただ、水源につきましては上水道プラス諏訪簡水の水源の一部も使わなければならないという状況でございまして、しっかり水量等も確認しながら進めさせていただきたいと思っております。

○3番（田中清安）

簡水をくつつければ、簡水の水源掘りをするのは当然だと私は思っています。

ただ、簡水によっては、今年の雪の倒木で維持管理が大変であったとお聞きしています。実際、その線が倒木で切れて、中へ入って行くのに往生をこいたというふうに水道屋さんにお聞きしたことがありますので、そう考えれば、今の宮城町のところにある水源以外にあそこに固守するんじゃなくて、別のところを探すということを考えたかどうかというふうに思うわけです。

逆に言うと、分散すれば分散するだけ、それだけ経費が掛かるとなりますので、言い方が若干、矛盾するところもありますけども、どれだけの水量が必要なのかを含めて固定観念にとらわれないで検討していただきたいと思います。

この問題についてはお願いして、次の質問に移りたいと思います。

まず、米対策についてです。

国は、主食用米の生産調整を平成30年で目途に見直すと言っています。実質、22年からは需給率向上対策ということで、安易に米の生産調整をやっていますけれども、需給が頻拍しているというか、非常に不作しているのに生産誘導の方向に転換はしているというものの、昭和44年から始まっていますので、ちょうど半世紀になります。米の減反政策は、半世紀を経て、ようやく終了することになります。

26年まで、つぎ込んだ額を計算してみますと補助金で約9兆円。それから、昭和46年から58年に、過剰米の処理ということで、非常に米が消費出来ない。大きな在庫を抱えてしまいましたので、その在庫を処理するのに、3兆円を使っています。合計12兆。12兆使って、この米の生産調整が良かったのかどうかということを思ってみたわけですが、逆に言えば、飛騨の畜産、園芸が栄えてきて、米一辺倒から変わってきたという点で見れば大転換だったのかなというふうに思っておりますけども、じゃあ米の状況がどうなっているかということでもあります。

今、国民一人当たりの米の年間消費量は、約56キログラムで、最も消費量が多かった時期の約半分です。

なぜなったのかということではありますが、高度経済成長を含めて、非常に日本人の食生活は変わってまいりました。現状を考えれば、今後も消費の減少は避けて通れないだろうと。さらに減るんじゃないかと私は思っています。

今、日本にいて、世界のどこで作ってあるもののも全て日本人は食べることができるというのは、世界的にみれば非常に恵まれた状況であるというふうに思っているわけがあります。

特に去年ひどかったわけですが、米の価格は、生産過剰ということで、生産費を下回るという異常自体がでております。これで、私は非常に危機感を持っているわけです。農家の米生産意欲が衰えてくるとどうなるかということが自ずと分ってくると思います。

私の周囲を見ても、自分で自分の土地を面倒みられないと言う人がだんだん増えてき

ます。なんとか、田んぼのど真ん中で荒れるところは、防いでいるというものの、将来的に見てくると非常に懸念されるところであります。

米価の上昇というのは非常に見込めないという状況であれば、農地の荒廃が進むんじゃないか。

農地については、1つには水の涵養。これはよくみんなに言われるんですけども、景観というところはなかなか上がってこない。今の飛騨市のいいところは、この水田が維持されて、緑豊かな景観が保たれると。そこに人が居て、土地を維持しているということで、周辺の山も維持しているということになりますので、地域の維持ということになります。

土地は、個人のものということになりますけども、この景観ということを考えれば市民の財産だろうと思っております。そういう意味で市民の財産を後世にしっかり繋いで行くために次の3点について質問したいと思います。

飛騨市の水田農業のあるべき姿をどう描くのかということ。今の状況をみているとどうもそこが見えてこない。基本的には農家が考えることだということかもしれませんが、やはり、市として方向を示していくのも一つの方法であります。それによって農家を上手く誘導して行くのも施策であると思います。ですからそれについて飛騨市の水田農業のあるべき姿をどう描いて、農家をどう誘導していくのかということをお聞きしたいと思います。

2つ目、米の生産コスト。これは当然、経営でありますので、農家がコスト低減の努力をするのは当たり前のことであります。

ただ、農家だけではなかなかできないことが区画だろうと思います。飛騨市の区画は、30年代から40年代にかけてされた区画が多いかと思っております。そうすると、今の経営を効率化するには非常に不経済な経営であります。

ですから、この区画を大きくして将来に渡って農地を保全して行くことが必要だと思います。農地の区画を大きくしたらというふうに思いますけども、どう考えるのかをお聞きしたいと思います。

3つ目、現状の販売方法に頼っているのは、限界があると思っています。販売は農協と言う考え方ではどうも、上手くいかない。行政ももう少し中に踏み込んで、そういう対策をとった方がいいのかをやるべきじゃないかと思っておりますけども、それについての考えを方をお聞きしたいと思っております。

時間も来ましたので、答弁していただければ結構であります。再質問は致しません。以上であります。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔農林部長 柏木雅行 登壇〕

□農林部長（柏木雅行）

それでは、米対策について1点目の「飛騨市の水田農業のあるべき姿をどう描き、農業者をどのように誘導していくのか」についてお答えいたします。

国では、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、担い手の農地利用を現在の約5割から8割に集積することとしており、岐阜県においても現在の30.9%から78%に農地集積することを目標とされています。

飛騨市においては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で、担い手への農地の利用集積を26%から50%を目標に農業構造改革に取り組むこととしております。

現在の農地中間管理事業において、農地の借受けを希望されている経営体は18あり、その希望面積は147ヘクタールであります。実際に貸付けができたのは、6.9ヘクタールにとどまっています。

この制度は、農地の貸付けを10年以上白紙委任するものであるため、少しの農地でも耕作を続けたい。や、10年は長すぎる。また、農地の出し手には、補助金が交付されますが、途中で契約解除する場合、補助金返還が生じる。などの理由により出し手の農地が集まらないものと思われまます。

意欲ある経営体に農地の集積ができるよう出し手農地の掘り起しが必要であることから、担当地域を割振りし、農業委員や改良組合長に依頼しており、関係機関と連携を取りながら担い手への農地集積を積極的に進めてまいります。

また、転作作物としては、国の戦略作物である大豆、飼料作物に加え、飼料代抑制のため繁殖農家が必要とする稲発酵粗飼料（WCS）による耕畜連携を推進していきたいと考えています。

次に2点目の「将来にわたって農地を保全していくところは再圃場整備を行って農地の区画を大きくしてはと考えるが」についてお答えいたします。

飛騨市の農業を足腰の強い産業として発展させるためには、やる気のある担い手農家に農地の集積・集約化を進め、圃場の区画を拡大し農業経営の効率化を加速させ、生産コストの低減を図ることが重要であると考えております。

市内の水田面積の1筆あたりの平均値は、6.4アールで、高山市の8.3アール、下呂市の7.0アールと比較しても非常に狭隘で、中でも古川町は、5.9アールとなっており、再圃場整備による区画拡大が必要と認識しております。

このため、事業面積3ヘクタール以上で農地の5割以上を担い手へ集積し、当該農地が1区画当たり20アール以上となる土地改良事業を実施した場合は、その受益者分担金に相当する額を市が全額交付金で補填する「担い手集積奨励交付金制度」を創設し、受益者負担なしで土地改良事業を実施しできる体制を整えておりますが、特に古川町では、一農家あたりの保有面積が小さく、水田を大規模化しようとするれば一枚の水田を隣

接者と共有することとなりますが、農業を続けたい農家や水田を財産と捉えている農家の理解を得ることが難しいのが現状です。

しかしながら、今年度、古川町是重地区が、地域の営農状況や農地集積等の課題を把握し、農業農村整備の要望を整理し、事業の概略計画を行う県の「農地集積促進意向調査事業」の採択を受けましたので、その結果をもとに、基盤整備を含めた当該地域の将来構想を示し、地区の合意形成に向けて取組みたいと考えております。

最後の3点目の「販売は農協という考え方を改め、行政ももう少し踏み込んで対策を講じるべき」についてお答えいたします。

飛騨市の平成26年産生産数量目標は、5万1,855俵で、JAの買入れ実績が2万3,599俵であり集荷率は45.4%となっております。

自家消費分を考慮しても、約5割しか集荷できていないのが現状で、残りの分は、JA以外の販路で流通していると考えられます。大規模に米の生産をさせてみえる農家は、自身で乾燥調製をされ、独自の販路も持ってみえます。

平成24年度に異業種から農業参入された「みつわ農園」では、2年連続で「米・食味分析鑑定コンクール：国際大会」で入賞された実績を全面に打ち出し、独自の米袋により通信販売などで販売されてみえます。

また、JAひだでも、食味・整粒度・味度等の規格に合格したおいしい米を全農流通体制によらない独自販売を始められております。

昨年、日本穀物検定協会の食味ランキングで、飛騨のこしひかりが初めて特Aにランクされましたが、全国では、25道府県の42銘柄が特Aとなっております。

品質と食味を高めることが価格差に結びつくことから、高く売れる米の推進に軸足をおいて、今年3月、飛騨市うまいお米研究会を立上げ、「米・食味分析鑑定コンクール国際大会」での入賞を目指すと共に、飛騨産米のブランド化を推進してまいりたいと考えております。

〔農林部長 柏木雅行 着席〕

○3番（田中清安）

一言、苦言を申し上げます。今の、答弁は半世紀に渡っていろいろやってきた政策が、そのまま述べられているわけ。飛騨市としてどうすべきかというところが全然聞かえてこないということになります。

国のままやって50年もやったけども、13兆円も投資したけども、上手くいかなかったと。じゃあ、そのままやっていると、我々間違っちゃうと。この危機感を持って飛騨市のこの景観をしっかり孫、子に残していこうという意気込みが必要だというふうに考えているわけ。そこの結果として生産がついてくると。ですからその考えをしっかり持って農家に示していただきたい。

どうもありがとうございました。

〔3番 田中清安 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時58分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に7番、福田武彦君。

〔7番 福田武彦 登壇〕

○7番（福田武彦）

議長のお許しをいただきましたので、私は3点について質問したいと思います。

午前中のように区長さんが傍聴されておられません、今日は高山市の松葉副議長さんがおみえですので、張り切ってやりたいと思いますのでよろしくお願いします。

まず、1点目は飛騨市の人口減少対策と地域の活性化についてであります。

昨年度の2月の議会全員協議会において、「飛騨市人口減少対策実行プラン」が示されました。国の地方創生への取り組みを先行する形で独自に飛騨市の人口推移などを分析し、その傾向と対策に事業を整理して企画立案するなど、その内容は評価に値するとともに、今後の取り組みに大きな期待をるところです。

プラン冒頭の市長メッセージにもあるように、人口減少対策に特効薬はなく、その時々  
の状況を踏まえて様々な取り組みを継続的に実施する必要があると同時に、行政のみで  
はなく、市民とともに人口減少対策に取り組むことで、その成果が見込めるものと考え  
ております。

また、人口減少に歯止めをかけるためには、雇用の確保などの面から、特に産業の活  
性化が重要な意味を持つと考えられます。昨今、景気が上向いてきたとは言え、新たな  
企業誘致などは非常に困難であることは容易に想像できます。そうした面からも市内で  
の起業や、新たな産業おこしが今後の地域活性化のカギになるのではないかと感じてお  
り、このことは市の第二次総合計画後期基本計画でも触れられています。

これらのことを踏まえ、今後飛騨市が行う人口減少対策が将来実を結ぶと信じて、次  
のとおり質問します。

なお、3月議会で答弁されている部分もあるかとおもいますが、よろしくお願いいた  
します。

1、人口減少対策実行プランでは、その策定の趣旨として「人口減少対策は行政だけ  
でなく、広く市民の皆さまや企業など、市全体で取り組むべきという認識に立ち、人口  
減少対策に官民含む市全体で取り組む機運の醸成、きっかけづくりのため」とありませ  
んが、プランの中では市民や企業の役割などには具体的に触れられていません。

官民が一体となった実効性のある取り組みを今後行っていくためにも、人口減少対策に係る市民の具体的役割についてお伺いします。

2、人口減少対策実行プランの中には、飛騨市の人口減少対策の取り組みが抽象的でなく、非常に具体的に記されており、人口減少抑制への強い意気込みが感じられます。とはいえ、取り組みの中には、市の財政的負担が大きいものもあることから、客観的視点による取り組みの評価も実施しなければならないと考えます。

そこで、人口減少対策実行プランにある様々な取り組みについて、その成果の検証、評価をどのように行い、どのように改善につなげるかお伺いします。

3、人口減少対策実行プランにもあるとおり、地方における若者の起業は、その地域にとって様々な好影響があることから、私も積極的に推進すべきと考えています。しかしながら、そのためにはこの飛騨市の地で起業する明確な理由がなくてはならず、それは単に補助金などの経済的支援が手厚いなどという理由でないと私は考えています。

このことを踏まえ、今後地方で起業を目指す若者を飛騨市に呼び寄せるため、補助金などの経済的支援のほか、起業家の誘致についてどのような取り組みを行うのかお伺いします。

4、地方における産業の振興について、私は既に地方が都市部や大企業の下請けで生きていく時代は終わったと思っています。いつまでも国からの交付税を当てにするのではなく、地域の商品、資源を売って外貨を得る力をつけることが必要で、そのことがすなわち外から人を呼び、地域を活性化させ、人口減少に歯止めをかけるものと信じています。

本年度初めに発表のあった「株式会社飛騨の森でクマは踊る」の設立は、まさにこうした背景がもとにあることと考えますが、一方で事業内容の詳細が未だ不明確であるため、市民の間には、飛騨市から遠く離れた都市部の企業との行政も出資する3セク会社の設立、事業展開に一抹の不安を抱いておられる方もいらっしゃいます。

そこで、今回の事業を実施することが、飛騨市民にとって具体的にどんなメリットがあるのか、今後の具体的な事業計画も併せてお伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、福田議員の1点目の質問にお答えさせていただきます。飛騨市の人口減少対策と地域の活性化について、でございます。

1つ目の「人口減少対策に係る市民の役割」についてお答えします。

市は、人口減少対策実行プランの策定、発表に合わせ、「飛騨市いつまでも安心して暮らせるまち創生条例」を平成27年4月1日に制定しました。この条例は、飛騨市の人口減少対策の基本理念を定めるとともに、市や市民、事業者の役割についても定めて

おります。

条例では、市は人口減少対策に必要な財政上の措置を行うほか、その推進に必要な体制整備を行い、市民、事業者については市が実施する人口減少対策に協力するよう努めるものとしております。

市は人口減少対策実行プランにより、今後実施する人口減少に向けた取り組みを明確にし、必要な財政上の措置も行ってきたことから、今後は市民や事業者の皆さんのお力を借りし、より大きな成果を生むようその推進を図っていく必要があります。

そのために必要な市民及び事業者の取り組みは、個々の事業によって異なりますが、一つ具体的な例として申しあげると、まずは市民による積極的な事業の活用と情報発信が挙げられます。現在飛騨市は若い世代への支援に力を傾注していますが、こうした手厚い支援は居住地を飛騨市に決める要因にもなり得ると考えています。

しかしながら、行政のみの情報発信には限界があることから、実際に制度を活用いただいた市民の方が情報の発信源となって、市の取り組みや利点を広くPRしていただければ、より大きな成果につながると考えています。

一方、事業者については、事業者だからこそ可能な取り組みをより具体的に実施していただきたいと考えています。一例として、市が本年度より実施する女性の社会進出推進宣言企業支援事業へ参加し、女性の職場における地位向上や体制の整備に努めることなどが挙げられます。

いずれにしても、人口減少対策は長い時間をかけて実施していく必要があるため、市民及び事業者が同じ考え方の下で行動できるよう、行政としてもより一層市民及び事業者との情報共有に努めてまいります。

次に、「人口減少の取り組みの評価手法」についてお答えします。

国の総合戦略では、それぞれの施策について、成果を重視した数値目標、いわゆる重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルにより検証、改善を行う仕組みを確立する必要があるとされており、このことは市が今年度中に策定する地方版総合戦略においても同様であります。

人口減少対策実行プランに掲げた様々な取り組みについては、地方版総合戦略にも地方創生に向けた取り組みとして盛り込むため、その中で、それぞれの取り組みについて重要業績評価指標を設定し、庁内推進組織である「飛騨市まち・ひと・しごと創生本部」や市民や専門家を交えた有識者会議により、成果の検証と事業の改善を継続的に行ってまいりたいと思います。

次に、「人口減少対策としての起業支援」についてお答えします。

このことについては、「積極型起業家誘致・育成事業」を昨年度の3月補正予算で計上し、現在、当年度に繰り越しております委託業務があります。

この事業は地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業、いわゆる地方創生事業の一環として行うもので、具体的には、飛騨市における産業・商工業の現状を調査・分

析を行い、飛騨市の地域性を活かし、かつ今後需要が見込まれる業種を探ります。

そして、飛騨市内はもとより、全国で起業を考えている方々と、市内でのフィールドワークや交流会を行うことで、飛騨市の地域性などの理解を深め、飛騨市にあった業種や起業者とのマッチングを行い、飛騨市での起業を行政側から持ち掛けようというものであります。

職員が委託事業者とともに起業候補者に直接働きかけることで、飛騨市で起業してもらおうという大きな第一歩をまず踏み出してもらい、次いで地域内の経済が循環したり、雇用が生まれる仕組みを創ったりすることで、その企業が飛騨市で定着できるよう、地域ぐるみで育成していくことを目的としております。

なお、市としましても、起業に対する支援制度を大幅に拡充し、補助率のアップや、摘要区域の撤廃など、起業しやすい環境整備に努め、単に、起業者を待つのではなく、行政側から積極的に起業者を求めていきたいと考えています。

最後に、「人口減少対策としての新たな産業の創出」についてお答えします。

このことについては、広報ひだ5月号ならびに6月7日開催の地域活性講演会の場で市民にお伝えをしているところですが、(株)飛騨クマが今後計画する事業及びその仕組みについては、全国でも例のない新しい取り組みであることから、その事業展開については全国の関係者から大きな期待と関心が寄せられる一方、議員ご指摘の通り、市民の間では都市部の企業と一緒にやる事業について不安の声が上がっていることも認識しています。

飛騨市の広葉樹という森林資源を活用し、飛騨の匠発祥伝説を有するものづくりの聖地とも言える飛騨市での新たな商品開発や、世界のクリエイターとの交流、都市部企業等の合宿誘致など、基本的な事業内容は決まっているものの、本格的な事業展開は来年以降を予定しており、今年はその土台固めの段階となります。

その上で、現在の進捗状況についてご説明を申し上げます。

最初に、事業を行う上の拠点施設として、古川町式之町地内にある古民家を(株)飛騨クマが6月中旬に取得いたしました。

この施設は今後、(株)飛騨クマの本社となるほか、来年にはデジタルものづくりカフェ「F a b C a f e H I D A (ファブカフェヒダ)」として、全国のクリエイターや地元職人の交流の場となるばかりでなく、各種ワークショップの開催などを通じて市民が気軽にものづくりを体験できる場を提供し、併せて飲食の提供なども行っていく予定です。

また、このF a b C a f e H I D Aは、日本では東京に続く2店舗目、世界でも台湾、スペイン、タイに続く6店舗目となり、今後はグローバルな交流事業が期待できます。

参考までに、今後行う古民家の改装作業については、建築工事、給排水設備工事、電気工事のいずれにおいても飛騨市内の事業者が施工予定であり、現在その準備を進めているところです。

また、先週6月の18日から20日にかけては、株式会社ロフトワークの企業研修が

飛騨市内で実施され、社員約100名が2泊3日の行程で市内に滞在して様々な研修を実施したばかりでなく、市内の若手事業者との交流も行いました。

こうした合宿事業につきましては、今回を皮切りに、本年中に大小併せて3～4件が既に予定されていることから、市内宿泊者の増や滞在に伴う飲食の提供など、実質的な経済効果が期待できます。

さらに事業の核となる広葉樹を活用した新たな商品開発につきましても、現在、今後の事業展開に向けて、建築士会や市内家具メーカーなどとの連携、商品開発に向けた意見交換を行っており、今後はさらにその対象を増やしていく予定です。

いずれにしても、㈱飛騨クマは市内事業者と連携したい意向が強いため、市内事業者も㈱飛騨クマが持つ様々な機能やチャンネルを積極活用していただきたいと願っているところです。

また、市民が抱く不安の一つには、第三セクターという法人形態もあるように聞いておりますが、そうした形態とした理由は、あくまで商品開発、販売という事業を、行政よりノウハウを持つ民間企業と協働することで、より効果的・効率的に行うためであり、経営に関しては、法人設立前に株主間で締結した協定により、単なる赤字補てんを目的とした公費投入は行わないことを既に取り決めております。

㈱飛騨クマの事業につきましては、今後も機会を設けて積極的な情報発信・共有を行っていく予定ですので、議員各位におかれましては地方創生を牽引するこの取り組みにご期待をいただくとともに、事業のより円滑な推進にご協力を賜りますようお願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

○7番（福田武彦）

ありがとうございました。ひとつだけ聞きたいんですが、この今の3セク 회사には例えて言えば、職員を出向するというような形のことを今は考えていないということでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

考えておりません。

○7番（福田武彦）

ちょっとそういうことを聞かれたものですから。一抹の不安というのはそういうことで職員は誰も行かんのかというようなこともあるというようなことを聞きました。

しかし、こういう画期的なことを考えられたということは非常に評価に値すると思っております。先ほどありました企業者への関与につきましても待つのではなく積極的に進めてもらいたいと思いますし、㈱飛騨クマの今後の益々の成功と言いますか、できるような形で支援をしていただきたいと思いますようお願いをしまして、次の質問に移ります。

2番目は、保育園民営化の状況についてです。

井上市長は就任以来一貫して、従来の事業やその運営手法を市民目線で見直し、様々な改革を進め、市民の福祉の向上を図ってまいられました。

その一つには保育園の民営化が挙げられます。

合併以降の課題として検討されてきた保育園の民営化ですが、市民の皆様のご理解が得られず一時中断していましたが、平成24年度から指定管理者による運営が始まり、社会福祉法人吉城福祉会による増島保育園の指定管理を皮切りに、翌年度からは統合新設したさくら保育園を社会福祉法人飛騨古川が運営されています。

人口減少対策は当市の最重要施策であり、保育サービスの充実はその一つであります。

民営化はあくまでも手段で、その目的は延長保育や休日保育、病後児保育など多様な保育サービスの提供によって、子どもを産み育てやすい環境を作ることにあります。

そこで、現在の実施状況や成果等についてお尋ねいたします。

まだ、年数が少ししか経っていないこともありますので、答弁もあれかと思いますが、現状のところで答弁をお願いしたいと思います。

1、指定管理者の運営により拡充した保育サービスや、指定管理者独自の保育内容がありますか。その利用状況についてもお答えください。

2、それらのサービスに対する利用者である保護者の声はどのように確認されていますか。評価制度的な運用はなされていますか。また、それらの結果をお答えください。

3、指定管理者による保育園運営の少子化対策としての成果について、民営化する必要があったかを含めお答えください。

4、先の1～3番までの3点を踏まえ今後さらに拡充が必要と見込まれる保育サービスとその実施見込みがあるのかお答えください。

5、今後の施設委譲を含めた完全民営化の考えや他園への導入、小規模園のさらなる統廃合などについてはどのようにお考えでしょうか。

ここには書いておりませんが特に、宮城保育園が今定員が少ないというようなことを聞いておりますので、そのことも踏まえてお聞きしたいと思います。

最後に、幼稚園機能と保育園機能を一体化した認定こども園への移行について実態として保育に欠かせない子どもの受け入れ、あるいは幼児教育の必要性を踏まえてお答えいただきたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、保育園民営化の状況についての6点のご質問をいただきましたので、お答えをさせていただく前にこれまでの経過をご説明致します。

現在、市内保育園では2園に指定管理者制度を導入し、運営を社会福祉法人に委託し

ているところです。それぞれ1年間の引き継ぎ期間を経た後、増島保育園につきましては、平成24年度から平成26年度までの3年間の第1期目、平成27年度からは5年間の第2期目とし、また、さくら保育園につきましては、平成25年度から3年間、第1期目が継続中であります。

それでは、1点目の「指定管理者の運営により拡充した保育サービスとその利用状況について」お答えいたします。

増島保育園では、異文化交流事業（外国人とのふれあい）や昔遊びを取り入れたり、和太鼓による心と体の鍛錬も行われるようになりました。また、子育てステーションの設置、未満児のみですが、自園給食も実施されたところです。

さくら保育園では、保育にダンスを取り入れたり、地域の方の協力により絵画・習字・伝承遊びも行われるようになりました。

また、子育てステーションの設置、自園給食の実施、生後57日目からの未満児保育、早朝保育、祝日保育の実施も図られています。

利用状況につきましては、子育てステーションの平成26年度1日平均利用者数は増島保育園が7組、さくら保育園が4組であります。また、平成26年度さくら保育園における生後57日目からの受け入れは1名、朝7時からの早朝保育利用は平均5名、祝日保育利用は平均7名であります。

続きまして、2点目の「それらのサービスに対する利用者（保護者）の声、あるいは第三者評価について」お答えいたします。

保育園の管理に関する基本協定書にて、第三者協議会の設置を定めています。これは、法人と保護者及び市の3者で組織する協議会で、保育内容等の継続性、諸条件実施の評価、新たな保育サービス等について協議するものです。

毎年1回、3者が集い協議会を開催し、それぞれの立場から様々な意見をいただいているところです。昨年度からは、主任児童委員さんにも入っていただき開催しています。保護者からの声としては、両園ともによい評価が得られ、特に職員の方々の頑張りを讃える意見が多く聞かれます。

また、日々の保護者からの意見に丁寧に対応することはもちろん、この協議会とは別に、増島保育園では年1回のアンケート調査が保護者を対象に実施されています。また、さくら保育園においても平成25年度に保護者に対し意見聴取が独自で行われており、次年度への改善点につなげられているところです。

3点目「民営化する必要があったかを含め少子化対策としての成果について」お答えいたします。

1点目のご質問でお答えいたしましたように、指定管理者制度の導入をきっかけとして様々な保育サービスの拡充が図られており、もってこの制度の導入が少子化対策としての成果につながったと自負しております。

また、保育内容につきましても、これまでの市の方針を継続しつつ、少しずつではあ

りますが、各園の独自色を出し、よりよい刺激となりよい意味での競争につながっているものと思っております。

4点目「これから取り組む新たな保育サービスについて」お答えいたします。

3月定例会における平成27年度予算審議の折にご説明させていただいておりますが、本年度早ければ10月より、日曜及び祝日における保育需要に対応するため、休日保育の試験実施を行いたいと思っております。さらに、その事業検証を踏まえ、次年度以降の実施につなげる予定です。

また、子どもが病気の際、自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、病児・病後児保育施設の28年度中開設を目指します。

5点目「今後の更なる民営化（施設委譲、他園への導入）等について」お答えいたします。

まず、施設委譲を含めた完全民営化についてですが、指定管理者制度導入以後、保護者から保育園運営に関する苦情は一切入っておりません。制度導入に対する嫌悪感も一切なく、むしろ評価を受けていることから、両園とも指定管理者制度を適用するのは2期までとし、その後は施設移譲し、完全民営化を図りたいと思っております。

ただし、相手があることですので、慎重なる現指定管理者との協議並びに保護者説明を実施していかなければならないと考えます。他園への指定管理制度の導入及び園の統廃合につきましては、現在のところ、その考えはありません。しかし、事業者から申し出があれば、その際は検討したいと思っております。

最後に6点目の「認定こども園への移行について」お答えいたします。

このご質問につきましては、3月定例会の折、天木議員からのご質問で答弁させていただきましたが、ニーズ調査の結果から、保護者は大きな変化を望んではないと判断させていただき現状の体制を継続しております。ただし、今後とも保護者のニーズを的確に把握し、そのニーズに沿った方向性を「子ども・子育て会議」にて議論いただき検討してまいります。

また、保護者が常に保育出来る状況にあるいわゆる「保育を必要としない子ども」につきましても、希望者に対し定員に余裕があれば受け入れていることを申し添えます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○7番（福田武彦）

ひとつだけ伺いたいんですが、さっき途中で入れたことを含めてなんですが、宮城保育園は、市長が前に旧の町村には公立の保育園を残すと言うような答弁があったかと思うんですが、今でもそういう。例えて言うと、宮城保育園については、ちょっと耳に入ってくるには、やはりあそこも民営化したほうがいいんじゃないかというような声の一部ですけど聞こえてきております。今でも、そこはやはり公立のままで行くというような考え方に変わりはないのか市長に伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

今の時点でどうかと言われますと、今のところ考えておりません。ただ、今ほど部長から話がありましたように指定管理に出した園につきましても、素晴らしい成果を上げておるといふこと。

それから、この公立を残すということにつきましては、その時の市民の声であったと思っておりますので、そういった声がだんだん強くなっていくようなことがあれば、その時にまた検討しなければならないと思っておりますけれども、各町に公立の保育園を残すという立場で今まで進めてきたものですから、今の時点ではその考えはないということでございます。

○7番（福田武彦）

了解しました。いずれにしましても今、言われましたように民営化されたことについては、非常に好評であるというようなことで今後ともやはり、ぜひともそういう形の中で進めていただきたいと思ひまして、次の質問に移ります。

3点目は、古川都市計画街路についてでございます。

この質問の答弁は、基盤整備部長。今度なられました青木部長が久しぶりに市の職員から部長になられたということで、非常におめでとうございます。今後に期待したいと思ひます。それで、良い回答もいただけるのかと期待しながら質問させていただきます。

古川の都市計画街路は、昭和57年4月に計画決定されて以来、整備が進められております。

これまでに、主要幹線道路の国道41号線、幹線道路の宮城橋線、補助幹線道路の是重上町線、貴船線、向町南部線、上野栄町線、そして古川駅前線が駅前広場とともに整備されてきました。

現在は、飛驒農協古川支店から飛驒信用組合古川支店までの歩道整備が行われております。

都市計画事業が、10年先、20年先を見据えた将来のまちづくり事業であることを考えれば、これまで整備された区間を有効に活かし、地域発展に結びつけていくことが重要であると思ひます。

数年前にも質問しましたが、市街地西部の上野栄町線、通称古川大橋線と、市街地東部の中心橋線を農免道路まで延長し、農免道路を介して周遊道路とすることにより、外環状道路としての利用が可能となり、JR高山線北側である市街地北部地域の発展や神岡方面へのアクセス道路に大きく寄与できるものと思ひますが、このことについてはその後、どういう形になっているか伺います。そこで、次の4つのことについて質問します。

1、中でも荒城川に架かる中心橋は老朽化が激しく、さらに幹線道路では飛驒市内唯

一すれ違いの出来ない橋ではないかと思えます。

また、増島保育園へのアクセス道路である荒城川堤防道路は中心橋線までは立派に改良されましたが、中心橋線からは是重までの堤防道路は用地関係で事業化が難しいとは聞いておりますが、是非とも前進させて欲しいと思えますがどのような具合でしょうか。

そして、中心橋線の架け替えを含む街路事業も実施すべきと思えますがいかがでしょうか。

2、また、内環状道路の宮城橋線から駅前を通り、向町南部線に至る栄町是重線の内、向町地区では現在の道路幅員が約6メートルと狭く、その路肩が通学路として区分され通学に利用されていますが、朝夕の交通量も多いことから、大変危険な状況となっていることは皆さんご承知のとおりです。安全な歩行空間を確保するためにも是非とも進めなければならないと思えますがいかがですか。飛騨信用金庫の上から、小学校へ向かって。

それから向町通って、向町南部線に繋げることについての都市計画街路についてはどのような形で進めるのか伺いたいと思えます。

3、これらの街路整備と合わせ、古川市街地では遅れている市街地南部向町地域の消雪設備整備を始めとする住環境整備計画を早急に樹立し、今後の子育て世代の定住促進や高齢化社会を見据え、安心・安全なまちづくりを進めていくことが重要であると思えます。

増島町、貴船町は都市計画の第1種低層住居専用地域のため、建ぺい率が60%、容積率が100%と用途区域内では一番厳しい制限があり、建て替えをしようとしても40%は空き地にしなければならず、やむを得ず他の区域へ移転される方が多く、この地がさびれてきております。

都市計画指定されてからずっとこの指定は変更されておられません。なんとか制限を緩和することができないか伺います。

2月に公表された人口減少対策実行計画の中でも、都市再生整備計画事業が取り入れられ、特に古川町では道路整備の項目が前面に掲げられています。地域住民が住み続けたいまちづくりを推進に掲げてありますが、当該地域の地下水の水量は十分あると聞いていますが、消雪設備整備の可能性を含めお聞かせ願います。

最後にこのことを全部含めて、市長として今後の街路事業を中心としたまちづくりにどのように取り組んでいかれるのかをお伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、私の方からは、最後の4点目の今後の街路事業を中心としたまちづくりにつきましてお答えしまして、後の3点につきましては基盤整備部長からお答えをさせて

いただきます。

都市計画街路については2つの視点から考察します。

1つ目は、現在都市計画決定を行っている路線についてであります。

古川町の都市計画道路は延長12.17kmを計画決定しており、整備済み延長としましては7.51km、61.7%の整備が完了しております。また、片側の歩道が設置され計画幅員の3分の2以上の整備された既成済み延長は2.17km、17.8%となっており、現在、岐阜県による飛騨古川駅付近の金森歩道160mが今年度完成することにより、片側歩道整備箇所を含め約8割が概ね整備されます。

平成25年度に策定しました飛騨市都市計画マスタープランでは、既に整備されている道路を活かし、家屋の密集する区間においては道路構造の変更等による道路整備を検討することといたしました。

これは、両側歩道にこだわらず、当面片側だけでも歩道の連続性を重点に置いた整備や車道のみでの整備を検討するものであります。

2つ目としましては、今後、都市計画決定を行い街路として整備の必要な路線であります。JR高山本線の北側地区には、飛騨市文化交流センターやハートピア古川、古川町公民館などの公共施設が設置され、大型無料駐車場もあり、多くの施設利用者が集まり、観光客などの観光交流の拠点ともなっています。北側地区を東西に走る農免道路は、国道41号と平行する路線で神岡町方面と高山方面を結ぶ主要な生活道路であり、自動車の交通量が増加しています。

また、農免道路の沿線地域では住宅や医療施設等の住宅系土地利用が進んでいる状況にあります。

しかしながら、このような北側地区と、古川町の市街地のある南側地区を結ぶ主要な幹線道路が無く、観光交流、防災、土地利用など古川町のまちづくりにとって課題となっています。

飛騨市の道路網としまして、JR高山本線によって分断されている南北地域を結ぶ道路については整備するべきであると考えており、現在、実現の可能性も含めルート検討を行うべくJR等の関係機関との協議や検討を進めているところです。

また、人口減少対策の一環として、今年度中に「飛騨市住宅適地検討委員会」を設置し、移住・定住を促進するための住宅適地について検討を進める予定であり、当委員会の意見も踏まえながら、南北を結ぶ整備計画の検討をしてまいります。

最後に近年の国補助事業の交付についてですが、社会資本整備総合交付金は前年対比0.98、防災安全交付金は前年対比1.02と横ばい状態で推移し、消費税の増加や人件費等の増加する中、事業中箇所の進捗もままならない状況にあります。

特に道路の改築事業におきましては内示率約60%で、今回の補正予算におきましても市予算に対し内示の低さから、起債事業及び市単事業での施工が余儀なくなりました。

このように新規道路改築に対しましては、補助の採択が困難な状況にあります。真

に必要なまちづくりの実行のために調査・検討を行い、事業着手に向け準備を整えたいと考えております。

なお、この問題につきましてはだいぶ前から天木議員からの質問がありまして、予算も組みながら検討してまいりましたが、なかなかＪＲ等々の課題を解決するには色んな問題が山積しておりまして、そういったことも含めて再度協議中でございます。

先ほど答弁しましたようになんとか今年中には方向だけは付けたいなと思っておるところですので、なんとかよろしく願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

1点目の中心橋線から貴船線堤防道路の事業化見込みについてから3点目までにお答えします。

荒城川左岸の市道道路改良につきましては、増島保育園や特別養護老人ホーム寿楽苑への交通量の増加が見込まれることから、安心安全な歩行者空間を確保するために計画し、平成22、23年度の2ケ年で、中心橋から福祉ふれあい公園駐車場付近までの区間（延長340メートル）について、車道幅員7メートル、歩道幅員3メートルの道路整備を行いました。

中心橋より下流の区間につきましても、堤防道路と市道の分岐地点までの歩道を整備するよう検討を進めておりましたが、工場等の物件補償費に数億円の費用が掛かるとの試算が示されたため、現道へのすり付けを行い、当区間の道路整備については見合わせております。

こちらの会社については、反対ということではなく話には乗っていただいております。

なお、現堤防の民地側において擁壁を作り、民地側の用地買収を行わないで拡幅する方法はできないかのご意見もありますが、国土交通省の提内地における「工作物設置許可基準」により、堤防内には構造物を作ることができないため、この案の実施はできません。

今後も、関係会社との情報交換を行い、整備に向けた検討を行って参ります。

次に中心橋線につきましては、古川町上町地区と中心市街地をつなぐ重要な幹線の一路線として都市計画道路に位置づけており、昭和62年度には荒城川右岸側の延長280メートルにつきまして、車道幅員7メートルの拡幅工事を行いました。

また、平成18年度には中心橋左岸の道路整備にあわせ、中心橋架け替えを見据えた橋梁の予備設計を実施しております。

先ほどの市長の方針にありましたＪＲ南北横断道路の整備検討を昨年度より実施して

おり、中心橋線につきましても選定路線のひとつとして、高山市国府町地内の農免道路への接続を検討しております。

今年度に入り J R 東海との事前打ち合わせを行い、整備に伴う条件等を確認して参りました。ここでは、「平面交差の道路を整備する場合は既設の踏切りを2ヶ所、立体交差の道路を整備する場合でも1ヶ所を廃止すること」といった非常に厳しい条件が提示されております。

また、市の境界をまたぐことから高山市内での施工の可能性について情報を収集しているところであります。今後も引き続き、関係機関からの情報収集を行い、J R をまたぐ南北横断道路の整備検討を進めてまいります。

2点目の向町地内街路計画についてお答えします。

都市計画街路である栄町是重線につきましては、昭和57年度に都市計画決定し、総延長2.75キロメートルの古川町の東西を走る市街地の骨格を形成する重要な幹線です。今年度完成予定の金森歩道を含んだ整備状況としましては、整備済み区間0.17キロメートル、既成区間1.71キロメートル、未整備区間0.87キロメートルとなります。

未整備区間内、古川小学校までの歩道の連続性がない区間としましては、向町地内の増島橋から向町南部線までと、ひだしん交差点から小学校グラウンドまでとなります。

向町地内の区間は小学校の通学路であります。歩道が未設置であり歩行者に対する安全確保が懸念される区間であることは認識しており、平成15年度に、交通安全対策の一つの方法としまして、路肩幅を広げ舗装のカラー化を行い、視覚的に歩道と車道を分離することで、通学児童の歩行ルート確保及び車両運転者への交通安全に対する意識啓発を図ってきました。

また、地区から要望のありました側溝蓋の設置及び修繕につきましては、随時行い、安全確保に努めているところであります。

市長からの方針にありまして、当区間につきましては住宅が連担しており、計画幅員どおり整備することは非常に難しい状況にありますので、飛騨市通学路交通安全プログラムに位置づけるなど飛騨市通学路安全推進会議と連携しながら、安心安全な歩行者ルートの確保を図るよう検討を進めてまいります。

3点目の向町地域の消雪設備整備計画についてお答えします。

旧古川町では、昭和50年代前半から幹線道路や通学路など、冬期における道路の安全を確保するために、豊富な地下水による散水消雪設備の整備をはじめ、これまでに古川町地内において、消雪設備の延長約18キロメートル、消雪井戸39ヶ所を整備してまいりました。県管理道路の消雪井戸を含めると70ヶ所に及びます。

しかしながら、近年古川町地内において、消雪による大量の地下水汲み上げにより、冬期の消雪井戸の水位が著しく低下し、散水消雪に影響が生じ、一部の井戸においては枯渇する箇所も発生しているところです。

このため、平成25年度に、市街地内において、既設消雪井戸の揚水量等の実態調査を行いました。その結果、井戸相互の干渉による水位低下により、必要水量が不足していることが判明しました。さらに、複数の井戸で同時運転を行い揚水試験による相互の干渉について調査した結果、一般的に100メートルあれば井戸間の影響がないと言われている干渉距離が、古川市街地においては2倍の200メートルの距離に及ぶことが判明しました。

また昨年度、水道課が実施した上水道事業の水源調査において、消雪井戸との関連性調査を実施した結果、宮城町地内の試験用井戸と宮川を越え約400メートル離れた栄町消雪井戸においても干渉が起こることが判明しました。

このような調査結果から、向町地区に設置された既設の消雪井戸自体が、既に干渉範囲が重なり合っており、消雪設備を新たに整備するための水源の確保は極めて困難な状況にあります。

続きまして、増島町地内における用途地域の建物形態規制の緩和についてお答えします。

増島町及び貴船町につきましては、昭和44年度から48年度にかけ土地区画整理事業を実施し、宅地としての利用を促進しており、昭和54年には、都市計画法に基づく用途地域の第一種住居専用地域（現在の第一種低層住居専用地域）に指定し、建ぺい率60%、容積率100%などの建物形態を規制することで、住宅の過密性を防ぎ、日照、防火、プライバシー保護などの良好な条件が整った住宅環境を形成してきました。

しかしながら、土地区画整理事業によって宅地化が進んできたものの、多人数の世帯が建て替えをする場合などにおいて、現在の敷地では十分な居住空間を確保できないといったことが、地域住民の定住に対する魅力を低下させ、郊外や市外への移転につながるということにつきましては市としましても認識をしております。

現在、飛騨市としましては人口減少対策に取り組んでおり、増島町地内における用途地域の建物形態規制の緩和につきましても、市街地における人口流出対策の一課題として、地域の現状調査等を実施しながら、地域ニーズに即した用途地域等の見直しを検討してまいりたいと考えております。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○7番（福田武彦）

前回質問した時とそんなに変わってないという感じです。向町もさることながら今の古川の中で一番問題なのは、市長が言ってみえましたように南北が繋がっていないというのが、非常に町の発展を阻害しておると思います。

このことは前にも天木議員が質問されました。やっぱり、高山市も道路が開通してから駅の裏の方が非常に発展をしております。

そのようなことも含めて、古川町でもそれはぜひとも早急にやってもらう必要があるんじゃないかと思います。これは調査するという事ですので、そのことを質問するわ

けではありませんが、ぜひとも先延ばしではなくて、早い時期に結論を出してやっていただきたいと思います。

やっぱり、北側の方を発展させる。もちろん、既存の建物も公の建物もあれですが農免道路から向こうのこのことの開発についても当然、発展のためには考えて行く必要があるのではないかと。農地の問題とか色々あるかと思いますがけれどもそういうことも含めて検討されるべきでないかと思います。そういうことを含めて、早急に前向きに進めていただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

〔7番 福田武彦 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時57分 再開 午後1時57分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に10番、森下真次君。

〔10番 森下真次 登壇〕

○10番（森下真次）

それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問に移らせていただきます。最初に、克雪住宅整備補助金制度の廃止について伺います。

第3次飛騨市行政改革実行計画によりますと、克雪住宅整備補助金制度補助形態の適正性と必要性の検証を行う必要があるため、事業を終了する方向が出されています。今議会に条例改正が提出され、27年度が最後となります。

この制度は古川町では平成8年4月、河合町では平成5年4月、宮川町では平成4年4月から開始されました。神岡町では、この制度はありませんでした。

最近5年間の利用件数の推移を見てみますと、融雪式・落雪式・耐雪式・高床式の形態がありますが、総件数では22年度93件、23年度72件、24年度68件、25年度66件、26年度41件となっており、中でも融雪式と落雪式の利用がほとんどを占めています。また、町ごとに見てみますと各年度とも神岡町の利用が一番多くなっています。これは、先ほど各町の制度開始を申し上げましたが、神岡町では制度がなかったためと考えます。

飛騨市は日本海式気候に属することを考えれば、今後も永く雪と闘っていかなければならない状況にあります。この補助金制度は全国一律ではなく、雪国である飛騨市らしい独自の制度であったと思いますが、次の点を伺います。

1点目、この制度は、住宅環境の改善を図ることを目的として設置されましたが、大きくとらえると克雪住宅に改善することにより、雪に対する負担が減少するため、市の大きな問題である人口減少に歯止めをかけていたと考えますが、この点について市はどのように考えているのか。

2点目、現行制度では、補助金交付を受けてから10年間は、再度交付申請をすることができない規定があります。少数かもしれませんが落雪から融雪へ、融雪から落雪へ変更したい希望の方がおみえになりますが、この人たちを助けることはできないのか伺います。

と言いますのは、融雪式は、屋根の上で消えてしまうため、玄関先などに落ちることはなく、雪に対する負担は軽いけれども、ボイラー燃料代・電気代等、経費が家計に大きくのしかかってきます。また、落雪式では、燃料代の負担はありませんが、落ちてきた雪の始末に四苦八苦しなればなりません。雪が屋根から落ちるため、雪が圧縮され固くなるためです。それぞれの家庭でいろいろな環境が違い、例えば家族構成であったり、落雪場所の広狭があり克雪に対する方式変更を希望されている方がみえるからであります。

3点目、冒頭で申し上げましたが、飛騨市と雪は切っても切り離せない状況であり、今後、高齢化率が高くなっていくと予想されている中では欠くことのできない制度であると考えます。

行政改革大綱では、今後、高齢者世帯・母子世帯等（弱者世帯）へ別形態の助成制度等が必要とありますが、どのように考え進めてみえるのか伺います。

4点目、2点目の質問において、高齢者世帯・母子世帯等へとありますが、ここに含まれない世帯で、一般的という呼び方が適当なのでしょうか。

飛騨市に住み続けようとする人たちへの雪からの負担を軽減する助成制度は必要でないかと考えますがいかがでしょうか。この一般的な世帯は多くの家族があり、市の活性に大きく影響していると考えためです。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

飛騨市克雪住宅整備補助金制度の廃止についてお答えします。

1点目、2点目、4点目については、基盤整備部のほうでお答えさせていただきます。

克雪住宅整備補助金制度は、町村合併前の古川町、河合村及び宮川村において同趣旨の補助制度が設けられていました。合併時には神岡町についても古川と同じ制度を採用し、平成18年度において補助金の算定方法等を統一し、市全域を対象に本制度を実施してまいりました。

本補助金のこれまでの実績件数は1,986件で、地域別には古川町が733件、河

合町が257件、宮川町が168件、神岡町が828件となっています。年間利用件数は、平成18年度の264件をピークに年々減少し、平成26年度は合併以降最低の41件でピーク時の16%程度となりました。住環境の改善という所期の目的は概ね達成されたものと考えております。

また、克雪住宅の設備の利用状況について着目しますと、制度開始当時の主流であった灯油を燃料としたボイラーによる融雪式においては、灯油単価の高騰により使用されていない例や、近年主流の電気式ヒーターにおいても、降雪量により年間電気料が当初の想定以上にかかり使用されていない例などがあると伺っております。

このような状況を踏まえ、厳しい財政状況の中、全市民を対象とした補助制度を今後も継続することは、財政健全化を進める上で好ましくないと判断し、第二次行政改革大綱に盛り込みましたが、議会の反対もあって未実施となっていました。今般、平成26年度は最低の申請件数であったことから、高齢者や母子家庭など真に必要な世帯には、引き続き同様の措置を設けることを条件とし、第三次行政改革において、市民への周知を含めた今年度1年間をもって、制度を廃止することとしました。

1点目の「本制度は人口減少の歯止め策ではないか」についてお答えします。

平成25年度に実施した市民アンケートの結果によると、市外に移住したい、また、せざるを得ないと答えた人の理由について「雪や寒さなどの気象」を上げた方の割合は全体の24%と最も多く、その内の約半数は60歳以上の高齢者でありました。

こうした状況に対し、平成23年度から26年度の実績から、申請者の年齢に着目してみると、60歳以上の割合が全体の7割を占めるなど、本制度が高齢者の住宅対策として活用されており、高齢者の定住促進として効果があったものと考えております。

次に2点目の「融雪式から落雪式への変更など再度申請することはできないか」についてお答えします。

克雪住宅整備補助金に関する条例施行規則においては、過去に本補助金の交付を受けた方は、前回の交付から10年を経過するまでの期間に再度補助金を交付申請できないと規定されています。これは国の基準における財産処分の制限期間が10年間と定められていることから、本制度においても同様の規定を定めており、期間内において本制度の対象とすることはできませんのでご理解をお願いいたします。

次に4点目の「一般世帯で飛騨市に住み続けようとする人たちへ助成制度は必要ないか」についてお答えします。

先の市民アンケートの結果によると、市外への移転理由について一般世帯の内、20代に着目した場合、「仕事のため」と回答した方が最も多く、また30代では仕事や買い物、交通の便、40・50代では医療・福祉や気象などとなっており、移転の理由は多岐に渡っておりまして、このことから、一般世帯が雪への負担を理由に、市外へ移転する傾向は少ないと考えますが、雪国である飛騨市にとって、雪の負担を軽減するための支援については、今後も必要と考えております。

なお、事業実施に当たっては、厳しい財政状況も勘案し、行政が行うものと市民自らが行うものをしっかり区分し、有効な施策を進めていく必要があり、福祉部局と連携しながら有効な施策を検討してまいります。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、克雪住宅整備補助金制度の廃止に対するご質問の3点目でありあます「別形態の制度等とは」についてお答えをいたします。

当該補助金廃止後の高齢者世帯・母子世帯等への配慮につきましては、今年度も予算化した「飛騨市高齢者等雪下ろし助成事業」の見直しを検討したいと考えております。

現行の当該助成事業は、世帯全員が65歳以上である世帯。世帯主が障がい各法の基準とした等級以上の手帳の交付を受けている世帯。世帯主が要介護3以上の認定を受けている世帯。18歳未満の子を扶養している母子父子世帯の4区分の世帯の内、世帯全員の市民税が非課税又は均等割課税の世帯。2親等以内の親族の援助を受けられない世帯。市の克雪住宅補助を受けていない世帯の3要件を全て満たす世帯を対象に、雪下ろし並びに除排雪作業委託経費に対し、1シーズンに3万円を上限に助成するものです。

市では、昨年度、対象要件であった「2親等以内の血族または姻族が岐阜県又は富山県にいない世帯」を「2親等以内の親族による援助を受けられない世帯」とし、雪下ろしに困っている現状に合うように改正しました。

しかし、昨年度のような豪雪においては、何度も雪下ろしが必要であったり、下ろした雪の後始末が必要になったりと、3万円では十分対応出来ない状況があったことが推測されます。

高齢者世帯等の安心・安全な生活をさらに確保するため、所得制限や助成金額や複数回の利用を可能にするなど事業の見直しを図っていきたいと考えます。

また、平成28年度以降、高齢者世帯・母子世帯等の方で、屋根の改修や融雪設備の設置を希望される方はみえると思われるので、克雪住宅整備補助金での落雪式、融雪式の改修を助成対象とし、過去の利用状況を参考にして、平成28年度当初から助成が行えるよう新年度予算に計上する方針であります。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○10番（森下真次）

新年度におきましても克雪住宅の整備補助金の方は形は違うかもしれませんがやっていかれるということで、安心をしております。

ひとつだけ、お聞かせください。今までの制度で規定がありまして10年間は、再度

申請をすることができないということではありますが、これはそこで切ってしまうのか。それとも来年以降のことに繋いでいただいて、10年間待ったらその時は克雪住宅の整備補助金を受けていけるようにしていただけると大変ありがたいというふうに思うんですが、その繋ぎとはどんなふうにお考えですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

今の国の基準で10年ということですが、国の補助金等を利用して事業を進めております。国の方の通称、適化法というやつですが、10年間は一度受けたものは返還しなければ義務がおきるということで10年間という制限はどうしてもかかります。

今、福祉の方で検討されておりますのは、今ありました高齢者・母子家庭等の弱者、そちらの方については克雪住宅の制度を引き継ぐということですので、現在、克雪住宅で一度補助を受けた方は10年間という縛りはどうしてもかかると。今後、歳を召されて65歳以上になっていけば、もう一度受けられるというふうに解釈しております。

○10番（森下真次）

うまいこと整理が出来ておりませんが。そうしますと、今の制度は今の制度でこれで終わりということで、例えばそれが10年経っていなくて、先ほど言いましたように方式を変換して申請すれば、それはそれで認めていくという解釈はできるということ。先ほど言いましたように10年と言う縛りがかかっておるので、それはできないということなのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

10年の縛りの中には、設置したものが補助対象で補助金を受けておりますので、そのものを壊されなければ、それを受けて10年経った後ということでございます。

○10番（森下真次）

分かりました。先ほども言いましたけども、市はこの先もずっと雪と付き合いがかならんということがございますので、ぜひ、検討していただいて皆さんが雪で出て行かならんと言う人が24%にならないように今後考えていただきたいと思います。

では、2問目に移らせていただきます。第三セクター方式運営事業者の統合について伺います。

27年第5回の全員協議会において、市は第三セクター方式運営事業主の統合案を示されました。その対象となるのは、（株）季古里、（株）ねっとかわい、（株）飛驒まんが王国です。

日本において第三セクターとは、第一セクター、国または地方公共団体が。第二セクター、民間企業と共同出資によって設立した法人を指すことが多くなっているとありま

す。その場合、多くは設立が比較的容易で、その運営方式も自由な株式会社の形態を採っています。半官半民の中間的な形態が、第三の方式という意味であります。

3社の事業の内容は、(株)季古里は、古川町において入浴施設「すぱーふる」、宿泊施設「季古里」の運営や飛騨古川ふれあい広場などのグラウンドの施設管理を。(株)ねっとかわいは、河合町において入浴施設「ゆうわーくはうす」、宿泊施設「Y u M eはうす及び飛騨市やまびこ学園」、「かわいスキー場」、「香愛ローズガーデン」等の運営を。(株)飛騨まんが王国は宮川町において入浴施設「おんりー湯」、アウトドア施設「ナチュラルみやがわ」、「まんがサミットハウス」の運営をされています。

3社ともに各種事業を展開する中で、地域の雇用を生み、地域の人々が集うきっかけづくり・場所の提供等、地域の振興に大いに貢献されています。

市は、この3社の統合を2016年4月1日に目標期日を定め、今その事務を進められています。

第三セクターの存在目的の「飛騨市という看板、民間としての柔軟性の両立を活用して観光・商工の振興および若年雇用に貢献する」を達成するためには、競争力強化を図ると同時に新規事業の創出が必要と考えられるためです。

統合方式は事業譲渡方式(新会社設立)を採用することになっています。新会社を設立し、この会社に3社のそれぞれの事業を譲渡し、新会社で事業を展開していくこととなります。私はこの統合に大いに期待しているところですが、次の点を伺います。

1点目、市は3社においてそれぞれ筆頭株主であります。3社を統合する方向を決定した最大の要因はなんなのか伺います。全員協議会において統合目的の概略説明はありますが、具体的な例を上げわかりやすく説明を求めます。

2点目、現在、3社はそれぞれの町において営業されています。人口減少、石油等の燃料代高騰、地方経済の停滞等、会社を取り巻く環境はたいへん厳しく、苦しい中での営業を余儀なくされていますが、日々懸命に努力をされています。

3社は言ってみればライバルでもありますが、飛騨市内に立地する第三セクター方式の会社という共通点も持ち合わせています。そこで日頃から3社間で協力体制はあるのか。

3点目、統合により今までそれぞれの会社で経営方針が独自にあったものが、統一されることとなります。また、いろいろな制約も出てくると考えられます。さらには、範囲が広がることから、今までのようにすぐ動くことができるのか等、不安材料が考えられますが、各会社では統合に関して不安はないのか。

4点目、第三セクターの存在目的等を広く市民に理解を求め、市民の応援体制の強化を図るべきではないか。

このことは、市と会社だけが取り組めばいいと考えがちですが、地域の雇用・地域住民の交流促進には、欠くことのできない施設であるということを広く市民に理解いただき、どんな形でもいいので応援をしていただけることが必要と考えるからです。

5点目、この統合を機会として、採算をとりにくい施設を処分し身軽になり、得意とする事業をさらに伸ばす計画はあるのか。以上、伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、第三セクター方式運営事業者の統合についてお答えをいたします。

市では、平成24年3月に議決された「指定管理者の指定について（奥飛騨山之村牧場）に対する附帯決議」に基づき、主に商工・観光分野の指定管理施設について、平成25年度の終わり頃より外部コンサルティング事業者とともに抜本的改革に取り組んでいます。その取り組みの中で、旧町村時代に、当時設置された公共施設の管理を行う目的で設立された第三セクター方式の会社3社、（株）季古里、（株）ねっとかわい、（株）飛騨まんが王国についても、あるべき姿を検証し、3社の統合が望ましいと判断し、その統合目標を来年の4月とし、現在も関係者で議論を進めているところです。

1点目の「統合する方向を決定した最大の要因」ですが、一言で申しますと、規模のメリットの追求です。現在、3社が指定管理者制度のもと、管理・運営している商工・観光関連施設は13施設ありますが、ほとんどが赤字体質の運営になっており、指定管理料の投入なくしては運営ができない状況になっております。この要因として、各社が経営状況を少しでも好転させるため、人件費など経費の削減を進めたことにより、本来、集客のために注力しなければいけない営業・企画活動ができない状況に陥ったという側面もあります。今回の3社の統合により、重複する業務、例えば、総務や経理といった重複機能の統合を図り、効果・効率的な人員配置を行い、しっかりと営業・企画部門を強化することを目指したいと考えています。また、専門的な人材の育成、人材の有効活用（適材適所）を進め、指定管理施設の効果的、効率的な運営を目指したいと考えています。

2点目の「現時点での3社間の協力体制」ですが、この3社は既に平成25年9月より「飛騨市宿泊施設関連指定管理団体協議会」を立ち上げ、それぞれが抱える課題などについて協議を行っています。その枠組みの中で、3社間の相互理解及び連携の強化並びに相互職員の資質向上を図る目的のため人事交流も実施されております。また、3社統合にあたり、組織の枠組みや運営体制など調整すべき事項が多々ありますので、現時点においても、3社の社長さんや役員の方を構成員とする統合準備会を適宜開催しておりますし、さらに詳細な事項については、社員さんを構成員とするワーキンググループである次世代メンバー会議を立ち上げ、それぞれの会社運営の現状を相互に理解した上で、調整項目の洗い出しから始めているところです。

3点目の「各社で統合について不安はないのか」というお尋ねであります。それぞれの会社が歩んできた歴史もありますので、不安がないとは言えないと思います。しか

しながら、現状のままでは立ち行かなくなるという認識も共通でお持ちでいらっしゃると思います。外部コンサルタントと様々協議を進めてきた中で、その認識はさらに強いものになってきており、結果的に統合という答えを導き出した訳でありますので、現時点においては、不安というより、統合によるメリットを最大限に活かしていくことを最優先に感じていらっしゃると思います。

4点目の「第三セクターの存在目的等を広く市民に理解を求め、応援体制の強化を図るべきでは」とのことですが、ご承知のとおり、第三セクター会社は市が資本金を過半数以上出資する形態の会社ですので、ある意味、市民が出資している会社と言えるかもしれません。また、それぞれの地域の活力創出を目的に立ち上げられた会社であり、そういった意味で市民の皆様にご理解をいただくことの重要性は感じておりますので、議会の場だけでなく、今後、新会社の運営形態などについて広報誌などを通じて広くお示しをし、ご理解をいただけるよう努めてまいります。

5点目の「統合を機会として、採算をとりにくい施設を処分し身軽になり、得意とする事業をさらに伸ばすことはあるのか」とのお尋ねですが、これまでも議会の中でご説明申し上げておりますとおり、指定管理施設は目的をもって設置された公共施設ですので、まず、その目的を達成するために、さらなる経営努力によって利用者数を伸ばし、お金を落としていただける施設に発展させていく必要があります。昨年度末に平成30年度までの4ヶ年にわたる事業計画を各事業者様に策定していただいたところですが、まずは、その計画を着実に履行する経営努力に期待したいと思っております。

しかしながら、どのように経営を行っても採算がとれず、計画が未達にならざるを得ない施設につきましては、その規模の縮小や廃止などといった選択肢も排除することはできないと思っております。一方で、得意とする事業分野をさらに伸ばし、新たな事業に取り組んでいくことも市の商工・観光振興に寄与するものと考えますので大いに期待しております。

十分にご承知のこととは存じますが、今後、自治体間の競争は一層激しさを増すこととなります。さまざまな手を打って、人口減少社会に立ち向かい、しっかりと自主財源を確保し、市民の皆様方に安定した行政サービスを提供していく必要があります。そのための手段はさまざまありますが、今回の第三セクター統合もそのひとつであると認識しておりますので、ご理解とご支援をお願いしたいと思います。

〔企画商工観光部長水上雅廣 着席〕

○10番（森下真次）

今聞かせていただきまして、既に第三セクターの会社間での協力体制もとれておるといことでございます。そして、しっかりした方向も見えておりますので、この統合に期待し、目標とされておるところが実現されるように期待しますし、私達もできるところは応援をさせていただきたいというふうに思います。

それでは最後になりますけども、神岡商工会議所の移転問題について質問いたします。

私の前に2名の方がこの件に関し質問をされていますが、おさらいの意味も含めて質問いたします。

5月1日付けの日刊紙に神岡商工会議所が振興事務所に移転することについて、神岡商工会議所と市が平行線をたどっている。また、5月31日付け「神岡商工会議所だより」では、商工会議所移転問題として1面を使って関連記事が掲載されています。さらに、今定例会に神岡商工会議所事務所移転に関する請願書が提出されています。

過去の議会全員協議会において神岡町公民館の指定管理を神岡商工会議所から市直営に変更する旨の説明は受け、26年度より市が直接管理していますが、新聞紙上等で問題となっている移転に関しては、市の説明を受けたことはなく、状況が理解できません。

議会に説明がないことであれば、当然市民の皆さんは何がどうなっているのか分らないと思います。

また、1月開催の全員協議会では神岡町公民館の指定管理制度下における不適切な利用があったとの説明がありました。このことも含めて移転を求める理由、過去の経緯等、市の考えを伺います。

1点目、新聞紙上等で問題となっています、市が神岡商工会議所に対して移転を求める理由はなんなのか。

2点目、移転を求めることについて、これまで神岡商工会議所とはどのような手続きを進めてきたのか、その経緯はどうなっているのか。

3点目、関係団体が市長に対して要望書を提出する際、市長は面談に応じなかったとあるが、その真意を説明願いたい。

4点目、商工会議所などの商工団体は、使用料徴収条例に基づく免除や減免団体にしていない理由と、使用料が団体の存続に影響を与える際の財政支援をどのように考えるのか。

5点目、新聞紙上等で市は耐震改修後の神岡振興事務所内に移転するよう求められていますが、どこに移転されるかは分かりません。仮に移転することとなった場合の改修費用と移転費用はどこが負担するのか。

6点目、神岡商工会議所が、旧会館から神岡町公民館に移転することとなった経緯と経費負担、そして公民館を指定管理者として管理されていたが管理状況はどうであったか。

7点目、神岡商工会議所が公民館に事務所を持つことは、古川町商工会の事務所と同じではないかとの意見があるが、どのような見解をお持ちか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔副市長 白川修平 登壇〕

□副市長（白川修平）

それでは神岡商工会議所の移転につきましてご説明をさせていただきます。昨日と同

様の質問でございますので、重複する箇所があることをご承知おきいただきたいと思います。

最初に、「移転を求める理由」ですが、公民館は社会教育法に定めるように「住民のために、実際生活の即する教育・学術・文化に関する各種の事業を行う教育機関」であり、市が設置するものであります。

こうした背景から、社会教育主事といった資格者を有する教育委員会が、公民館の行うべき各種事業企画等を行い地域の学習の拠点としての機能を発揮することとされています。

しかしながら、商工会議所は商工会議所法における「商工業の総合的な改善発達を図ること」を目的とした公益経済団体であることから、社会教育の推進という公民館の設置目的を効果的に達成するため必要があると認める合理的理由がありません。このような経緯から、法令に則り社会教育の充実を図るため、指定管理から市の直営に見直したものであります。

また、公民館は住民との関係で最も直接的な重要性をもつ行政財産の一つであります。こうした背景から地方自治法は行政財産を本来の目的以外の目的に使用することを原則禁止としています。また、目的外使用許可は例外的に施設の余剰空間について、本来の目的を妨げない限度で使用が認められているものであります。

したがって、現在商工会議所が使用している部屋には、放送設備、防火設備、空調設備などの公民館管理上必要な多くの設備があり、教育委員会がこれらの設備を管理するために不自由をきたしていること。かつ社会教育法に定める各種事業を行うために使用する行政財産本来の必要が生じていることから移転を求めているものであります。

それから、「神岡商工会議所とはどのような手続きを進めてきたのか」でございますが、市は、神岡商工会議所の運営について慎重に配慮し、指定管理が終了する前の平成25年8月28日から今日まで1年10ヶ月もの間、何回も協議を重ね説明を尽くしてきました。

平成25年8月28日に教育委員会事務局長と生涯学習課長が神岡商工会議所において、専務理事に、①平成25年度末の神岡商工会による指定管理終了後は、市が直営管理する意向をお伝えし、②移転先として耐震改修工事後の神岡振興事務所庁舎に移転していただけないかと考えている旨を説明しました。

同年10月15日には、市役所において、市長が生涯学習課長同席のもと、神岡商工会議所会頭ほか役員に、同じ内容のお願いをしております。その後、昨年5月28日の神岡振興事務所長と商工会議所専務理事との協議では、市が提案した神岡振興事務所庁舎利用案の1階2部屋に加え、商工会議所の専務理事が移転先の条件として要望されていた相談室用の部屋として、振興事務所庁舎2階小会議室32㎡の使用について再提案したところ、専務理事は了解され、その際に、正式には平成26年6月10日の役員会での承認を受けてから決定することになったとした見解をいただくなど双方で具体的に建

設的な協議を進めてきたと認識しております。

ところが、同年6月25日の総務部長ほかの打ち合わせでは、会議所からは専務理事ほかが出席され、「今の段階では、振興事務所への移転する方針は出せない」と述べられ、併せて神岡町公民館の目的外使用料が本来の使用料になったことに対して「一方的な値上げである」と主張されました。

なお、この直前の4月には、2階作業室の第三者への転貸が発覚し、4月からは使用料は市の収入としました。この後総務部長などが会議所と協議を重ねましたが、主張はかみ合いませんでした。

しかしながら、振興事務所耐震化の設計が進む中で、会議所事務所予定の部屋の設計が確定しないことから、平成27年1月28日付けで、神岡町公民館からの移転を求める文書を出したところ、平成27年2月10日付けの商工会議所から「すぐには移転が不可能であることはご承知のことと存じます。」との文書が届けられました。その内容に市は困惑し、同年3月24日には、市長が商工会議所会頭と直接会い、1つ、平成27年度末までに移転していただくこと。2つ、市が斡旋している振興事務所庁舎は平成27年12月末に完成する予定で、翌年1月から3月には移転できる環境が整うことを説明し、移転について再考をお願いする文書を手渡しております。

その際に、市長は「振興事務所を使用されるか否かは会議所の自由です。しかし、その返事如何により耐震改修工事に影響を与えるので、早急に返事をお願いしたい」旨をお伝えしました。そのことに対しまして、会頭からの返事につきましては昨日答弁させていただいたとおりです。

平成27年度に入り、3月27日の通常議員総会の回答も頂けず、神岡振興事務所耐震改修工事の契約手続きも迫ってきたことから、市は4月24日付けで「振興事務所使用の希望の有無」について5月29日を期限に回答を求める文書を出しましたが、それに対しても、5月27日付けで商工会議所から「返事は保留としたい」との文書が届いたところです。

また、5月1日には商工会議所と商工会議所事務委任団体21団体から神岡町公民館で引き続き商工会議所事務所開設を求める要望書が市長あてに提出されております。

市は既に神岡振興事務所庁舎耐震改修工事の契約も締結しており、これ以上、商工会議所の回答がないと様々な関係者に影響を与えかねないということで、6月12日付けで、こうした市の状況をお伝えし、平成27年6月29日までに振興事務所庁舎使用希望の有無について回答するよう催告しております。

3点目の「市長が面談に応じなかった真意は」についてお答えします。

今ほどお答えしたように、これまで商工会議所へは何回も説明し、文書も出して協議を重ねてきました。その中で、本年3月24日の市長と商工会議所会頭の協議において、会頭は「市の意向はわかった」との見解を示されています。双方のトップ同士が会談し、商工会議所の最終的な決断を待つ段階にあることから、市として要望書は受け取るが、

市長から改めて説明することはないと判断し面談には応じませんでした。

「商工団体は、使用料徴収条例に基づく免除や減免団体にしていない理由と使用料が団体などの存続に影響をあたえる際の財政支援への考え方」についてお答えします。

「飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例」を受けた「使用料等徴収事務取扱要綱」に使用料等の減免について規定しております。

そこでは、「公共的団体が、市の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務又は事業の用に直接供するために使用する場合（ただし、収益を伴う場合又は収益を業とする者の組織は除く）」としてあります。

商工会議所などの商工団体は、収益を業とする商工業者によって組織される公益経済団体であることから、減免の対象となっていないものです。

次に、使用料が団体などの存続に影響をあたえる場合の財政支援については、当該団体の財務状況などから検討したいと考えております。市では目的外使用料の減免は安易に行わず、運営が困難となる団体については補助金を助成する方針であります。

この考えの基本にあるのは、安易に減免や免除という形で市の会計を圧縮するのではなく、収入するものは収入し、支出しなければならぬときには支出することによって、会計の透明性を求めるものであります。したがって、減免や免除はその組織に収入がない場合や、生活弱者など限定した運用をするものであります。

なお、こうした市の考えは、これまで商工会議所に対して説明してきております。

5番目ですが、「仮に移転することになった場合の改修費用と移転費用はどこが負担するのか」についてお答えします。

現在、商工会議所が使用する公民館は、行政上の使用許可処分があり、私法上の契約に基づき私権を設定したものではありません。

昭和49年2月5日最高裁判例では、「行政財産本来の用途又は目的上の必要が生じた場合、使用権者は地方公共団体に対し、もはや使用権を主張する実質的理由を失うものであるから補償を請求することはできない」と述べられています。施設使用許可を受けた際には、いつでも退去を求められる制約が内在しているとの見解からです。この判例を類推適用しますと、移転費用の公的負担は困難であると考えています。

また、神岡振興事務所への移転を希望される場合の施設改修費用については、事務所スペースを確保するための改修や照明器具等については、行政財産の改修に伴うものでございますので、市が負担をいたしまして商工会議所に負担を求めるものではありません。

ただし、電話やインターネットにかかるケーブルの引き込み等については、使用者負担を原則と考えております。

なお、市長が会頭に説明しましたように、振興事務所庁舎を使用されるか否かは商工会議所の自由であります。

したがって、他の場所への移転される場合の改修費用に対する公的負担について、市

が積極的に関与すべき事案ではないと考えております。

6番目ですが、「神岡商工会議所が、旧会館から神岡町公民館に移転することとなった経緯と経費負担、そして公民館を指定管理者として管理していたが管理状況はどうであったか」についてお答えします。

昨日答弁しましたように、合併直前の神岡町では、神岡商工会議所は当時の役場庁舎に移転する計画でありました。

ところが、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されることとなり、平成18年度から55施設を指定管理者に管理を依頼することとなりました。この際、すべての施設が非公募、すなわち競争を行わず特定の団体にのみ公募をかける方式が採用されました。

また、大部分がすでに委託されていた施設か、地元などが管理していた施設でありましたが、なぜか神岡町公民館だけは、設置目的とは性格が異なる団体を指定しました。

このときの指定管理者の指定の議案説明の際、担当部長は「商工会議所の方の商工会館の老朽化の問題、そのの拠点を飛騨市の方で公園整備計画として交付金事業そういったことで計画していることから、神岡商工会議の方で指定管理者の指定を受けたいといったようなことがあり」と説明しております。このことから、神岡町公民館の指定管理者としての神岡商工会議所の指定は、市からの要請ではなく、老朽化した施設からの移転先の確保から始まったと思われまます。

井上市長が就任した平成20年10月に商工会議所の牛丸会頭と副会頭が市長に面談され、飛騨春慶会館の移転と旧商工会館の取り壊しについて要望されました。

牛丸会頭は旧商工会館の取り壊しについて、街なみ環境整備事業による公園整備事業を施工し、その事業において取り壊していただきたいと話されましたので、市長は、その際に事業費の半分は負担していただきたいと伝えると1,000万円が限度であると回答がありました。なお、後日この発言を会頭は否定しておられます。翌21年5月には専務理事から市の担当に対して負担金を少なくして欲しい旨の要請がありましたが、前年の面談結果もあり、1,000万円の寄付を要望しました。しかしながら、10月に500万円の寄付採納の願いが出され、最終的には同額が寄付されることとなりました。この結果、旧商工会館の取り壊し費用2,300万円のうち、国県の補助金が920万円、市の負担が1,380万円となりました。

この件について、旧商工会館の取り壊しに市費を用いたことにつきまして、市の監査の際厳しく指摘を受けましたが、この計画は、神岡まちづくり計画の一事業であったこと。また、500万円は条例や規則に基づく負担金ではなく、あくまで申し出による寄付金であったことから、このとおりの決算となりました。

最後ですが、「神岡商工会議所が公民館に事務所を持つことは、古川町商工会の事務所と同じではないかとの意見があるが、どのような見解か」についてお答えします。

古川町商工会事務所がある「古川町総合会館」は、中央公民館・保健センター・商工

会館の3施設の複合施設として旧古川町と古川町商工会により、昭和60年5月に総事業費10億4,200万円をかけ建設されました。

この内、古川町商工会は地域商工業の振興を図る目的で、独自の拠点施設整備を行うため、古川町と交渉を重ねており、岐阜県補助金2,500万円、寄付金等3,042万円を財源に充て、自らの財源5,958万円を加えた計1億1,500万円が古川町商工会館分であります。

こうしたことから、古川町商工会館は、古川町商工会の財産であり、市有施設の目的外使用ではありません。

それから、先ほど、神岡商工会議所が指定管理施設としての活用状況の質問がありましたが、これにつきましては昨日、教育委員会の事務局長が説明させていただいたとおりでして、貸館業務としての使用が多かったということを教育委員会は認識をしておるところです。

〔副市長 白川修平 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

○10番（森下真次）

7点目の質問におきまして古川商工会の事務所の質問をしました。複合施設でお金を出してやられたということですが、この建物の中には市の社会福祉協議会、社会福祉法人飛騨慈光会、訪問看護ステーション古川、飛騨市老人クラブ連合会、飛騨市医師会が入ってみえます。このような団体はどのような形態で入館されて施設の利用をされているのか伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

副市長の答弁と一部重なる部分がありますが、説明させていただきます。

現在、古川町総合会館の入居の関係でございますが、公民館を管理しております飛騨市教育委員会生涯学習課がございます。同じく、古川町の商工会、福祉団体としまして、今ほど議員のほうからありましたように、公益財団法人岐阜県看護協会訪問看護ステーション、同じく飛騨市医師会、社会福祉法人飛騨慈光会吉城山ゆり園古川分工場、飛騨市老人クラブ連合会事務所、飛騨市社会福祉協議会があります。

経営の関係で重なるわけですが、古川町の総合会館につきましては、昭和60年の段階で10億4,000万円あまりをかけまして、古川町中央公民館、保健センター、商工会館としてそれぞれが応分の負担をいたしまして、古川町の総合会館として整備がされたものです。

今ほど話がありました福祉関係分ですが、1階に入っておりました診察室、検診ホール。これは昭和60年から使っておった訳ですが、検診受診の方が増えたということが

ありまして、当時の古川町では「ゴールドプラン」が検討されました。これは何かといいますと、デイサービスを含みます福祉と保健部門を統合した施設ということです。

それは何かといいますと、現在のハートピアです。その中には検診ホール、検診室、ただ今の保健センターの中に入っておりました機能が移転をしました。代わりと言ってはなんですが、現在、そこの研修ホール、診察室が空いておりますが、そこには飛騨市の老人クラブ連合会事務所、旧保健センターの事務所に入っております。同じく、社会福祉法人の滋光会、吉城山ゆり会、こちらにつきましては検診ホールの方に入ってみえます。飛騨市医師会も同じく旧保健センターの診察室に入ってみえます。財団法人岐阜県看護協会訪問看護ステーションにつきましては機能回復訓練室に入ってみえます。

私どもといたしましては市の目的に沿った福祉事業推進のための団体です。保健センター部分の入居に関しましては全く問題はないと判断しております。

○10番（森下真次）

昨日、この件につきまして洞口議員、そして、籠山議員が質問されました。その中で籠山議員が生涯学習施設の指定管理に関しまして、森林公園と友雪館のことを言われたと思います。

質問された格好ではなかったかもしれませんが、その施設が指定管理を受けているということで、神岡商工会議所が入っている公民館と一緒にじゃないかと言われたと思っているんですが、その点に関してはどのようにお考えですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

社会教育法の中で、社会教育施設というのは数多く定義されているわけですが、社会教育施設の中で、法律において職員を配置し、また、その施設が行う業務を定めた施設は3つしかありません。1つは、図書館法に定めます図書館。それから博物館法に定める博物館。最後は社会教育法に定める公民館。この3つの施設につきましては館長を置き、また、専門員として博物館には博物館学芸員、図書館には図書館司書、公民館については中に入らなくてもいいのですが、教育委員会の中に社会教育主事という資格をもった職員を配置して事業を展開するように指定されています。

その中で、多くの施設は、国内の基本的な考え方として指定管理に出すのはおかしいのではないかというのが全国的に大きな声としてあります。ただし、例えば、お隣の高山市では、高山市の図書館を「TRC」という会社に指定管理に出してあります。この「TRC」というのは、元々の会社名が「図書館流通センター」といいまして、公共図書館に本を納入される会社です。納入されるのは本だけでなく、本の情報や分類番号、ラベリングというような作業をされる会社で、当然、司書を有した社員を持ってみえる会社です。

全国的に有名なのは、佐賀県武雄市でして、話に出るように「蔦屋」というネットで

本を扱ってみえる会社に出してみえるわけですが、一部そうしたところを指定管理に出してみえるところにつきましても、当然、責任者の中に図書館に対して造詣が深い人を配置し、その設置目的にそった運用がされています。それでも、日本図書館協会の方では、公共図書館については指定管理に出さずに一般管理にしていきたいというのがこれまでの流れです。その中で、神岡町公民館については、どちらかといいますと社会教育団体、社会教育主事もない組織に指定管理を出してあるというそのものが、元々、無理があったのではないかと思います。

もう1点は、事務所ですが現在の公民館の事務所を目的外使用に貸し出すことにつきましては、例で言えば、図書館の事務所を全く関係のない団体に目的外使用に貸し出す。博物館の事務所を全く違う団体に貸し出すことと同じ行為であります。

今回、神岡商工会議所をお願いをしているのは、本来の社会教育施設として沿った運営をしたい。本来の元の姿に戻していただきたいということが私どものお願いの趣旨です。

その中で、先ほど質問がありました友雪館とか体育施設につきましては、職員の配置とか施設の利用形態について法律で定めていません。利用される方に貸し出すことが主目的に設置された社会教育施設でして、これらの多くの施設が指定管理に出してあるというのは全国的にみられることです。従いまして、公民館、図書館、博物館とそれ以外の社会教育施設を同一の中で議論することについては無理があると思っております。

○10番（森下真次）

誠に残念なんですけど、市内でまだ対立という言葉が聞かれます。昨日の質問の中でも合併の際の対立が原因というような言葉がでてきたと私は、思っています。

今回のこの神岡商工会議所の問題につきましてその延長線上にあるのではないですね。ということを確認させていただきたいのですが、説明を求めます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

森下議員が外で聞かれたということかもしれませんが、合併して厳しい選挙をやってきた中で対立があると言われれば、あるというふうに感じております。

しかし、対立があるとしてもこの商工会議所の公民館の問題については、対立があるからないがしろにするのではなく、対立があることによって反対運動が起きたり、私に対して独断であるというような批判もあるわけですが、私が政治家としてどうしてもやらなければならないのは、先ほど副市長も言いましたように公民館としての機能を正常に戻すということが最優先されるべきであって、その対立があったとしても、そのこととこのことにつきましては別問題として捉えております。

私の方としては、ぜひ公民館は正常な形に戻してもらいたいという思いであります。

○10番（森下真次）

私は、飛騨市が誕生して11年を過ぎました。飛騨市はまだ、一つになりきっていないと思っています。早く一つになることを望んでいます。今回の問題がその障害にならないことを願って質問を終わります。ありがとうございました。

〔10番 森下真次 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、このまま暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時02分 再開 午後3時05分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております議案第82号、飛騨市廃屋対策条例の一部を改正する条例についてから議案第91号、飛騨市克雪住宅整備補助金に関する条例を廃止する条例についてまでの10案件につきましては、お手元に配布しました付託一覧表のとおり各委員会に付託をいたします。

次に議題となっております議案第92号、平成27年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）から議案第100号、平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）までの9案件につきましては、議員全員をもって構成する「予算特別委員会」を設置し、お手元に配布しました付託一覧表のとおり予算特別委員会に付託したいと思います。

ここでお諮りいたします。

6月24日から6月30日までの7日間は、常任委員会、予算審査等のため、本会議を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。

よって、これら7日間は、本会議を休会とすることに決定いたしました。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で 本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の会議は、7月1日午前10時からを予定しております。本日はこれにて散会といたします。

（ 散会 午後3時07分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（9番）

内海 良郎

飛騨市議会議員（10番）

森下 真次